

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
中小企業信用保険法第3条の9 中小企業信用保険法施行規則8条	私募債保証の適債要件は、資本の額3億円以上の中小企業者に限定されている。	b		現在、信用補完制度のあり方全体につき、審議会において検討を始めたところ。		z1100001	経済産業省	信用保証協会の私募債の適債基準の緩和	5007	50070009	11	社団法人第二地方銀行協会	9	信用保証協会の私募債の適債基準の緩和	純資産額1億円以上3億円未満の中小企業も対象としてほしい。		成長企業における資金調達により柔軟に行えるようになり、地元企業の成長・発展に貢献できる。	
中小企業信用保険法施行令第1条の3	中小企業信用保険法上、ファイナンス会社等は保証付債権の譲渡対象外としている。	b		現在、信用補完制度のあり方全体につき、審議会において検討を始めたところ。		z1100002	経済産業省	信用保証協会保証付債権の譲渡範囲拡大	5015	50150020	11	都銀懇話会	20	信用保証協会保証付債権の譲渡範囲拡大	譲渡の相手方に、債権管理回収に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を得た債権回収会社(以下、「サービサー」という)を加えるとともに、サービサーが特定資産の管理及び処分を行っている資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社(以下、「SPC」という)を加える		官民あげて中小企業に関わる事業再生への取り組みが進められているが、保証付債権が存在する債務者向けの債権は本規制により譲渡先に制限が課されており、民間の枠組みの中で活用できない状況が続いている。本規制の撤廃は、機動的な事業再生に貢献。また、譲渡先をサービサーおよびサービサーに業務委託をするSPCに限定することにより、中小企業への不適切な対応(強引な回収等による代位弁済請求等)が発生する懸念は小さい	
商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条 商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	b		商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の2分の1を超える場合における金融商品の組み入れ比率制限を撤廃するとともに、顧客へのディスクロージャーを拡充するための関連規定を整備することについて、総合規制改革会議の指摘を踏まえて行う投資者保護法制のあり方についての検討の動向を踏まえつつ、結論を得る。		z1100003	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5019	50190001	11	日本商品投資顧問業協会(会長 牛嶋英博)	1	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が、運用財産の総額の1/2超となる場合において金融商品を投資対象として組み入れることが可能となっているが、この商品ファンドの従たる部分である「商品投資以外の投資」に関する運用規制の撤廃を要望する。	投資対象をより自由にそして機動的に選択できるようになり、相関性の低いものとなる場合において金融商品を投資対象と組み合わせることにより、商品ファンドの安定運用の道が開かれ、投資家の期待する収益の安定性に寄与することにつながることになる。	本件は「規制改革推進3か年計画等のフォローアップ結果(平成15年5月内閣府公表)において、「平成15年度早期に措置する」旨を踏まえて、速やかなる対応を要望する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはがん具煙火として扱われる。	a		平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」に基づき、がん具煙火を追加指定する際の審査基準を16年度内に策定することとしている。本件については、審査基準策定後、当審査基準に従って「がん具煙火」への追加指定を要望して頂き、安全性が確認された場合は、「がん具煙火」へ指定することとなる。		z1100004	経済産業省	模型ロケット自動車用噴射推進器等の「がん具」としての取扱範囲の拡大	5024	50240001	11	日本スポーツロケット協会	1	模型ロケット自動車用噴射推進器に対する規制の緩和	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型ロケット自動車用噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸塩を使用した薬量5グラム以下の噴射推進器は「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	海外より規制が厳しいため、国内での普及・使用が困難である。モデルロケット用の噴射推進器の場合、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下のものは「がん具」として認められている。	
火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはがん具煙火として扱われる。	a		平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」に基づき、がん具煙火を追加指定する際の審査基準を16年度内に策定することとしている。本件については、審査基準策定後、当審査基準に従って「がん具煙火」への追加指定を要望して頂き、安全性が確認された場合は、「がん具煙火」へ指定することとなる。		z1100004	経済産業省	模型ロケット自動車用噴射推進器等の「がん具」としての取扱範囲の拡大	5024	50240002	11	日本スポーツロケット協会	2	模型ロボット用噴射推進器に対する規制の緩和	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型ロボットに取付けて使用する噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	海外より規制が厳しいため、国内での普及・使用が困難である。モデルロケット用の噴射推進器の場合、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下のものは「がん具」として認められている。	
火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはがん具煙火として扱われる。	a		平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」に基づき、がん具煙火を追加指定する際の審査基準を16年度内に策定することとしている。本件については、審査基準策定後、当審査基準に従って「がん具煙火」への追加指定を要望して頂き、安全性が確認された場合は、「がん具煙火」へ指定することとなる。		z1100004	経済産業省	模型ロケット自動車用噴射推進器等の「がん具」としての取扱範囲の拡大	5024	50240003	11	日本スポーツロケット協会	3	人形に取付けて使用する噴射推進器に対する規制の緩和	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている、人形に取付けて使用する噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	海外より規制が厳しいため、国内での普及・使用が困難である。モデルロケット用の噴射推進器の場合、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下のものは「がん具」として認められている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはがん具煙火として扱われる。	a		平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」に基づき、がん具煙火を追加指定する際の審査基準を16年度内に策定することとしている。本件については、審査基準策定後、当審査基準に従って「がん具煙火」への追加指定を要望して頂き、安全性が確認された場合は、「がん具煙火」へ指定することとなる。		z1100004	経済産業省	模型ロケット自動車用噴射推進器等の「がん具」としての取扱範囲の拡大	5024	50240004	11	日本スポーツロケット協会	4	模型飛行機用噴射推進器に対する規制の緩和	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型飛行機用噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、過塩素酸塩を使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	海外より規制が厳しいため、国内での普及・使用が困難である。モデルロケット用の噴射推進器の場合、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下のものは「がん具」として認められている。	
火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはがん具煙火として扱われる。	a		平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」に基づき、がん具煙火を追加指定する際の審査基準を16年度内に策定することとしている。本件については、審査基準策定後、当審査基準に従って「がん具煙火」への追加指定を要望して頂き、安全性が確認された場合は、「がん具煙火」へ指定することとなる。		z1100004	経済産業省	模型ロケット自動車用噴射推進器等の「がん具」としての取扱範囲の拡大	5024	50240005	11	日本スポーツロケット協会	5	模型ロボット用噴射推進器に対する規制の緩和	火薬類取締法により、「火薬」と分類され模型ロボット用噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、過塩素酸塩を使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	海外より規制が厳しいため、国内での普及・使用が困難である。モデルロケット用の噴射推進器の場合、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下のものは「がん具」として認められている。	
火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはがん具煙火として扱われる。	a		平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」に基づき、がん具煙火を追加指定する際の審査基準を16年度内に策定することとしている。本件については、審査基準策定後、当審査基準に従って「がん具煙火」への追加指定を要望して頂き、安全性が確認された場合は、「がん具煙火」へ指定することとなる。		z1100004	経済産業省	模型ロケット自動車用噴射推進器等の「がん具」としての取扱範囲の拡大	5024	50240006	11	日本スポーツロケット協会	6	人形に取付けて使用する噴射推進器に対する規制の緩和	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている人形に取付けて使用する噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、過塩素酸塩を使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	海外より取扱いが厳しいため、国内での普及・使用が困難である。モデルロケット用の噴射推進器の場合、硝酸塩を使用した薬量20グラム以下のものは「がん具」と指定されている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはがん具煙火として扱われる。	a		平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」に基づき、がん具煙火を追加指定する際の審査基準を16年度内に策定することとしている。本件については、審査基準策定後、当審査基準に従って「がん具煙火」への追加指定を要望して頂き、安全性が確認された場合は、「がん具煙火」へ指定することとなる。		z1100004	経済産業省	模型ロケット自動車用噴射推進器等の「がん具」としての取扱範囲の拡大	5024	50240012	11	日本スポーツロケット協会	12	模型ロケット用噴射推進器のイグナイターに対する規制の緩和	火薬類取締法により、模型ロケット用噴射推進器のイグナイターで過塩素酸塩を用いたものは「火工品」と分類され、輸入するには輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、過塩素酸塩を使用した重量0.1グラム以下のイグナイターは「がん具」として認めていただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	米国等諸外国では自由に使用できるが、国内での普及・使用が困難である。模型ロケット用の噴射推進器に使われるイグナイターで、硝酸塩を使用した重量0.1グラム以下のものは「がん具」と認められている。	
火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはがん具煙火として扱われる。	a		平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」に基づき、がん具煙火を追加指定する際の審査基準を16年度内に策定することとしている。本件については、審査基準策定後、当審査基準に従って「がん具煙火」への追加指定を要望して頂き、安全性が確認された場合は、「がん具煙火」へ指定することとなる。		z1100004	経済産業省	模型ロケット自動車用噴射推進器等の「がん具」としての取扱範囲の拡大	5034	50340007	11	佐藤貿易	7	モデルロケット用エンジンの「がん具」としての取扱範囲の拡大	モデルロケットエンジンで過塩素酸塩を使用したものも「がん具」として認めていただきたい。		日本では、特定の米国企業が製造した硝酸塩を用いたモデルロケットエンジンのみが「がん具」として指定されているため、米国・欧州のその他の企業が製造している過塩素酸塩を用いたモデルロケットエンジンは「がん具」として輸入できない。日本で、どのようにして硝酸塩を使用したもののみが「がん具」として判断されているのか、その基準が行政機関より公表されておらず、その過程が不明朗である。	
火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはがん具煙火として扱われる。	a		平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」に基づき、がん具煙火を追加指定する際の審査基準を16年度内に策定することとしている。本件については、審査基準策定後、当審査基準に従って「がん具煙火」への追加指定を要望して頂き、安全性が確認された場合は、「がん具煙火」へ指定することとなる。		z1100004	経済産業省	模型ロケット自動車用噴射推進器等の「がん具」としての取扱範囲の拡大	5034	50340008	11	佐藤貿易	8	(上記の続き)モデルロケット用エンジンの「がん具」としての取扱範囲の拡大	(上記の続き)モデルロケットエンジンで過塩素酸塩を使用したものも「がん具」として認めていただきたい。		米国・欧州ではモデルロケットエンジンは、硝酸塩を使用した製品でも過塩素酸塩を使用した製品でもGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)により、危険度の等級1、4(高い危険性が認められない物質、混合物および物品。)として同等に扱われているもの、日本では危険度により分類されており、硝酸塩を使用した製品のみが「がん具」とされているので、米国・欧州のように危険度により「がん具」を分類していただきたい。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはがん具煙火として扱われる。	a		平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」に基づき、がん具煙火を追加指定する際の審査基準を16年度内に策定することとしている。本件については、審査基準策定後、当審査基準に従って「がん具煙火」への追加指定を要望して頂き、安全性が確認された場合は、「がん具煙火」へ指定することとなる。		z1100004	経済産業省	模型ロケット自動車用噴射推進器等の「がん具」としての取扱範囲の拡大	5034	50340009	11	佐藤貿易	9	イグナイターの「がん具」としての取扱範囲の拡大	モデルロケットエンジン用のイグナイターで過塩素酸塩を使用したものも「がん具」として認めていただきたい。		日本では、特定の米国企業が製造した硝酸塩を用いたモデルロケットエンジン用のイグナイターのみが「がん具」として指定されているため、米国・欧州のその他の企業が製造している過塩素酸塩を用いたモデルロケットエンジン用のイグナイターは「がん具」として輸入できない。日本で、どのようにして硝酸塩を使用したもののみが「がん具」として判断されているのか、その基準が行政機関より公表されておらず、その過程が不明朗である。	
火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはがん具煙火として扱われる。	a		平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」に基づき、がん具煙火を追加指定する際の審査基準を16年度内に策定することとしている。本件については、審査基準策定後、当審査基準に従って「がん具煙火」への追加指定を要望して頂き、安全性が確認された場合は、「がん具煙火」へ指定することとなる。		z1100004	経済産業省	模型ロケット自動車用噴射推進器等の「がん具」としての取扱範囲の拡大	5034	50340010	11	佐藤貿易	10	(上記の続き)イグナイターの「がん具」としての取扱範囲の拡大	(上記の続き)モデルロケットエンジン用のイグナイターで過塩素酸塩を使用したものも「がん具」として認めていただきたい。		米国・欧州ではモデルロケットエンジン用のイグナイターは、硝酸塩を使用した製品でも過塩素酸塩を使用した製品でもGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)により、危険度の等級1.4(高い危険性が認められない物質、混合物および物品。)として同等に扱われているものが、日本では危険度により分類されており、使用した物質で分類されており、硝酸塩を使用した製品のみが「がん具」とされているので、米国・欧州のように危険度により「がん具」を分類していただきたい。	
火薬類取締法第2条、火薬類取締法施行規則第1条の4	火薬類取締法は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制し、火薬類による災害の発生の防止及び公共の安全の確保を行っているが、火薬類のうち災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがない火工品を火薬類取締法の適用を受けない火工品として火薬類取締法施行規則又は経済産業大臣の告示で指定することにより、火薬類取締法の規制対象外になる。	c		火薬類取締法では、推進的爆発の用途に供される火薬をその危険性に鑑み規制対象としている。今回要望されている各種噴射推進器に用いられる硝酸グアニジンを使用した薬剤は火薬類取締法第2条第1号イの硝酸塩を主とする火薬に該当するものであり、推進的爆発性を有することから火薬類取締法の適用を除外することはできない。		z1100005	経済産業省	模型船舶用噴射推進器に対する規制の解除	5024	50240007	11	日本スポーツロケット協会	7	模型船舶用噴射推進器に対する規制の解除	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型船舶用噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸グアニジンを使用した薬量2.0グラム以下の噴射推進器は火薬類取締法の適用を除外していただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	米国等諸外国では安全性が高いとされ規制がなく自由に使用できているが、国内では普及・使用が困難である。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
火薬類取締法第2条、火薬類取締法施行規則第1条の4	火薬類取締法は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制し、火薬類による災害の発生の防止及び公共の安全の確保を行っているが、火薬類のうち災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがない火工品を火薬類取締法の適用を受けない火工品として火薬類取締法施行規則又は経済産業大臣の告示で指定することにより、火薬類取締法の規制対象外になる。	C		火薬類取締法では、推進的爆発の用途に供される火薬をその危険性に鑑み規制対象としている。今回要望されている各種噴射推進器に用いられる硝酸グアニジンを使用した薬剤は火薬類取締法第2条第1号イの硝酸塩を主とする火薬に該当するものであり、推進的爆発性を有することから火薬類取締法の適用を除外することはできない。		z1100005	経済産業省	模型船舶用等噴射推進器に対する規制の解除	5024	50240008	11	日本スポーツロケット協会	8	模型ロケット自動車用噴射推進器に対する規制の解除	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型ロケット自動車用噴射推進器は、輸入するには輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が必要であり、頒布するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸グアニジンを使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は火薬類取締法の適用を除外していただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	米国等諸外国では安全性が高いとされ規制がなく自由に使用できているが、国内では普及・使用が困難である。	
火薬類取締法第2条、火薬類取締法施行規則第1条の4	火薬類取締法は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制し、火薬類による災害の発生の防止及び公共の安全の確保を行っているが、火薬類のうち災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがない火工品を火薬類取締法の適用を受けない火工品として火薬類取締法施行規則又は経済産業大臣の告示で指定することにより、火薬類取締法の規制対象外になる。	C		火薬類取締法では、推進的爆発の用途に供される火薬をその危険性に鑑み規制対象としている。今回要望されている各種噴射推進器に用いられる硝酸グアニジンを使用した薬剤は火薬類取締法第2条第1号イの硝酸塩を主とする火薬に該当するものであり、推進的爆発性を有することから火薬類取締法の適用を除外することはできない。		z1100005	経済産業省	模型船舶用等噴射推進器に対する規制の解除	5024	50240009	11	日本スポーツロケット協会	9	模型飛行機用噴射推進器に対する規制の解除	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型飛行機用噴射推進器は、輸入するには輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が必要であり、頒布するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸グアニジンを使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は火薬類取締法の適用を除外していただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	米国等諸外国では安全性が高いとされ規制がなく自由に使用できているが、国内では普及・使用が困難である。	
火薬類取締法第2条、火薬類取締法施行規則第1条の4	火薬類取締法は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制し、火薬類による災害の発生の防止及び公共の安全の確保を行っているが、火薬類のうち災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがない火工品を火薬類取締法の適用を受けない火工品として火薬類取締法施行規則又は経済産業大臣の告示で指定することにより、火薬類取締法の規制対象外になる。	C		火薬類取締法では、推進的爆発の用途に供される火薬をその危険性に鑑み規制対象としている。今回要望されている各種噴射推進器に用いられる硝酸グアニジンを使用した薬剤は火薬類取締法第2条第1号イの硝酸塩を主とする火薬に該当するものであり、推進的爆発性を有することから火薬類取締法の適用を除外することはできない。		z1100005	経済産業省	模型船舶用等噴射推進器に対する規制の解除	5024	50240010	11	日本スポーツロケット協会	10	模型ロボット用噴射推進器に対する規制の解除	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている模型ロボットに取り付け使用する噴射推進器は、輸入するには輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が必要であり、頒布するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸グアニジンを使用した薬量20グラム以下の噴射推進器は火薬類取締法の適用を除外していただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	米国等諸外国では安全性が高いとされ規制がなく自由に使用できているが、国内では普及・使用が困難である。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
火薬類取締法第2条、火薬類取締法施行規則第1条の4	火薬類取締法は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制し、火薬類による災害の発生の防止及び公共の安全の確保を行っているが、火薬類のうち災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがない火工品を火薬類取締法の適用を受けない火工品として火薬類取締法施行規則又は経済産業大臣の告示で指定することにより、火薬類取締法の規制対象外になる。	c		火薬類取締法では、推進的爆発の用途に供される火薬をその危険性に鑑み規制対象としている。今回要望されている各種噴射推進器に用いられる硝酸グアニジンを使用した薬剤は火薬類取締法第2条第1号イの硝酸塩を主とする火薬に該当するものであり、推進的爆発性を有することから火薬類取締法の適用を除外することはできない。		z1100005	経済産業省	機型船舶用等噴射推進器に対する規制の解除	5024	50240011	11	日本スポーツロケット協会	11	人形に取付ける噴射推進器に対する規制の解除	火薬類取締法により、「火薬」と分類されている人形に取り付けて使用する噴射推進器は、輸入するには輸入割当及び輸入許可が、輸入後は輸入届が必要であり、頒布するには販売営業許可が、頒布を受けて使用するには譲り受け許可と消費許可が必要であるが、硝酸グアニジンを使用した薬量2.0グラム以下の噴射推進器は火薬類取締法の適用を除外していただきたい。	海外で製造されているものを導入して、スポーツ・競技会等で使用したい。	米国等諸外国では安全性が高いとされ規制がなく自由に使用できているが、国内では普及・使用が困難である。	
火薬類取締法第5条	製造業者がその製造した火薬類を製造所において販売する場合を除き、火薬類の販売営業を行うおとする者は、都道府県知事の許可が必要である。	c		火薬類取締法において火薬類の販売業を営もうとする場合には、その者が販売の業を適確に遂行する技術的能力を有しているかどうか、その火薬類の販売が公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障がないかどうかを審査するために都道府県知事の許可を義務付けている。一方、火薬類を輸入する場合には、輸入する火薬類が安全であるかどうか、輸入の目的が適切であるかどうかなど、当該個別輸入行為毎にその輸入によって、公共の安全の維持に支障が生じないかどうかを審査するため、火薬類の輸入を都道府県知事の許可を義務付けている。このように販売営業許可と輸入許可で許可の目的、許可の対象、許可の要件が全く異なるため、輸入許可によるだけではその者が販売の業を的確に遂行する技術的能力を有しているか判断できない。よって、輸入許可を取得していることを理由に販売営業許可を不要とすることはできない。なお、製造の許可を受けたものがその製造した火薬類を販売を行うことができるのは、製造の許可を有する者は販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力を有していることが認められるためである。		z1100006	経済産業省	火薬類の輸入業者の販売営業許可の除外	5034	50340001	11	佐藤貿易	1	火薬類の輸入業者の販売営業許可の除外	火薬類の輸入業者には、火薬類の販売営業許可がなくても、輸入した火薬類については販売営業が行えるようにしてほしい。		火薬類の製造業者は、販売営業許可がなくても製造した火薬類の販売営業を行うことが認められている。輸入業者は火薬類を輸入するにあたり、輸入割当の取得、輸入許可の取得、輸入の届出を行い、更に火薬類の販売営業許可を受けている。製造物責任法では国外で製造された物を輸入した者も製造業者として同等に扱われている。よって、輸入した物の販売を目的として輸入割当、輸入許可、及び輸入の届出を行い、輸入品を輸入した業者が販売する場合は販売営業の許可がなくても販売できるようにしてほしい。	
火薬類取締法第24条	火薬類を輸入しようとする者は、都道府県知事の許可が必要である。	c		輸入貿易管理令では、輸入貿易を適切に管理し国民経済の健全な発展を図ることを目的として、火薬類を輸入割当を受けるべき貨物に指定し、火薬類の輸入に際して輸入数量が輸入割当の範囲内であるかどうかを確認し経済産業大臣が輸入を承認している。一方、火薬類取締法では、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的に、火薬の輸入に都道府県知事の許可を義務付け、火薬類の輸入目的、輸入した火薬類の保管場所等から公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、輸入が許可される。このように輸入貿易管理令と火薬類取締法では法目的が異なり、それぞれの輸入承認と輸入許可の要件も異なることから、火薬類を輸入する際に、輸入貿易管理令による輸入割当を受けていることを理由に火薬類取締法の輸入許可を不要にすることはできない。なお、火薬類取締法の輸出届出の廃止については、輸出届出の確認事項(火薬類の種類、数量、輸出先)が外国為替及び外国貿易法に基づき輸出承認により確認できることから、昭和29年に廃止したものである。		z1100007	経済産業省	輸入割当を受けている火薬類の輸入許可の除外	5034	50340002	11	佐藤貿易	2	輸入割当を受けている火薬類の輸入許可の除外	火薬類の輸入で、輸入貿易管理令による輸入割当を受けて輸入している場合は、火薬類取締法の輸入許可を不要としてほしい。		輸入割当を取得し、更に輸入許可を取得し、輸入後に輸入届出が行われており、3重の規制となっている。更に、輸入品を販売したり、購入したり、使用する行為ごと個別にすべて3回の許可を受けている。また、販売業者には行政機関や警察より事業所において毎年3回以上の立ち入り検査が行われ、十二分に行政機関は規制や取締りが行っている。輸出の場合は、過去に輸出割当と輸出許可が2重の規制であるとして輸出許可は不要となっている。輸入割当を取得した火薬類を輸入する場合は、輸入許可を不要として簡素化してほしい。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
火薬類取締法第2条、火薬類取締法施行規則第1条の4	火薬類取締法は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制し、火薬類による災害の発生の防止及び公共の安全の確保を行っているが、火薬類のうち災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがない火工品を火薬類取締法の適用を受けない火工品として火薬類取締法施行規則又は経済産業大臣の告示で指定することにより、火薬類取締法の規制対象外になる。	ㄷ		火薬類取締法では法第2条第1項第3項において電気雷管、実包など火薬又は爆薬を使用して特定の目的に適するように加工製造された製品を「火工品」として定義しており、今回要望されている模型ロケットに用いられる噴射推進器は、黒色火薬等の火薬を紙等で包んだだけのものであり、加工製造された製品には該当せず、火薬に分類されるものである。なお、米国や国連の分類基準は火薬類取締法のこうした分類基準とは異なるものであり、必ずしも参考となるものではない。特に、今回要望されている模型ロケットに用いられる噴射推進器は、扱い方によっては死傷事故を起こす可能性があるものであり、高い危険性が認められない物質とは言えない。		z1100008	経済産業省	火薬とされている模型ロケット用噴射推進器の火工品への分類変更	5034	50340003	11	佐藤貿易	3	火薬とされている模型ロケット用噴射推進器の火工品への分類変更	輸入時に「火薬」と分類されている模型ロケット用噴射推進器の分類を「火工品」へと変更していただきたい。		火工品は、社団法人全国火薬類保安協会の行う火工品安全性評価制度による審査を受けると、火薬を含有しても火薬類取締法の適用を除外される商品として認定を受けられるが、模型ロケット用噴射推進器は輸入割当て「火薬」と分類され輸入されるため、社団法人全国火薬類保安協会が行う審査を受けられず、高い危険性がなくても火薬類取締法の適用除外品としての認定を受けられない状態にある。よって、「火工品」と分類を変更して審査を受け、火薬類取締法の適用除外品としての認定を受けられるようにしていただきたい。	
火薬類取締法第2条、火薬類取締法施行規則第1条の4	火薬類取締法は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制し、火薬類による災害の発生の防止及び公共の安全の確保を行っているが、火薬類のうち災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがない火工品を火薬類取締法の適用を受けない火工品として火薬類取締法施行規則又は経済産業大臣の告示で指定することにより、火薬類取締法の規制対象外になる。	ㄷ		火薬類取締法では法第2条第1項第3項において電気雷管、実包など火薬又は爆薬を使用して特定の目的に適するように加工製造された製品を「火工品」として定義しており、今回要望されている模型ロケットに用いられる噴射推進器は、黒色火薬等の火薬を紙等で包んだだけのものであり、加工製造された製品には該当せず、火薬に分類されるものである。なお、米国や国連の分類基準は火薬類取締法のこうした分類基準とは異なるものであり、必ずしも参考となるものではない。特に、今回要望されている模型ロケットに用いられる噴射推進器は、扱い方によっては死傷事故を起こす可能性があるものであり、高い危険性が認められない物質とは言えない。		z1100008	経済産業省	火薬とされている模型ロケット用噴射推進器の火工品への分類変更	5034	50340004	11	佐藤貿易	4	(上記の続き)火薬とされている模型ロケット用噴射推進器の火工品への分類変更	(上記の続き)輸入時に「火薬」と分類されている模型ロケット用噴射推進器の分類を「火工品」へと変更していただきたい。		模型ロケット用噴射推進器は、米国より国連番号UN0432 Articles, Pyrotechnic (日本語名: 料薬火工品)として輸出され、輸送されて来るが、日本では重量20グラム以上のものを閉鎖率表第36・01項に該当する貨物とし、「火薬」と分類されており、輸入割当の取得と輸入許可の取得の両方が必要となる。本品は「火薬」という物質ではなく「火工品」という物品に該当するため、分類を輸入割当の不要な国連番号UN0432に準じて「火工品」に変更し、輸入許可のみで輸入が行えるようにしていただきたい。	
火薬類取締法第2条、火薬類取締法施行規則第1条の4	火薬類取締法は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制し、火薬類による災害の発生の防止及び公共の安全の確保を行っているが、火薬類のうち災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがない火工品を火薬類取締法の適用を受けない火工品として火薬類取締法施行規則又は経済産業大臣の告示で指定することにより、火薬類取締法の規制対象外になる。	ㄷ		火薬類取締法では法第2条第1項第3項において電気雷管、実包など火薬又は爆薬を使用して特定の目的に適するように加工製造された製品を「火工品」として定義しており、今回要望されている模型ロケットに用いられる噴射推進器は、黒色火薬等の火薬を紙等で包んだだけのものであり、加工製造された製品には該当せず、火薬に分類されるものである。なお、米国や国連の分類基準は火薬類取締法のこうした分類基準とは異なるものであり、必ずしも参考となるものではない。特に、今回要望されている模型ロケットに用いられる噴射推進器は、扱い方によっては死傷事故を起こす可能性があるものであり、高い危険性が認められない物質とは言えない。		z1100008	経済産業省	火薬とされている模型ロケット用噴射推進器の火工品への分類変更	5034	50340005	11	佐藤貿易	5	(上記の続き)火薬とされている模型ロケット用噴射推進器の火工品への分類変更	(上記の続き)輸入時に「火薬」と分類されている模型ロケット用噴射推進器の分類を「火工品」へと変更していただきたい。		模型ロケット用噴射推進器は、米国・欧州ではGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)により、火工品と分類され、国連試験(危険物の輸送に関する国連勧告、試験および判定基準)により等級1、4の火薬類として、高い危険性が認められない物質、混合物及び物品に分類されている。日本も国連の基準に準拠した扱いとして、火工品として分類し危険有害性を国連に準じて評価していただきたい。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
人事院規則8-14及び人事院企画課長通知(平成15年5月1日付人企-345)	人事院規則8-14及び人事院企画課長通知(平成15年5月1日付人企-345)を踏まえ、基本的にホームページへの掲示、ハローワーク等を通じ適切な公募方法により実施。民間求人情報業者についても募集人材に応じて業者を選択し、費用を充当する等件数は少ないものが必要に応じて活用している。	民間求人情報事業者の活用:d 業者登録制度の整備:c	なし	人事院規則8-14及び人事院企画課長通知(平成15年5月1日付人企-345)は、適切な方法により公募すべきと規定しているもので、民間求人情報業者の活用を規制するものではない。また、これら以外にも民間求人情報業者の活用を規制する内容の規則等は存在しないものと理解している。他方、厳しい財政事情の中、多くのケースにおいては、HP、ハローワークを通じた公募により十分実績があがっている。こうした状況下において、民間求人情報業者を活用する際には、そもそも採用が必要となる職務に応じて求める人材が異なるため、募集する人材及び当方の予算額に応じて、その節度、購読者層、発行部数等を勘案して業者を選定することとしており、こうした手法で特段の問題は生じていない。加えて、ご要望にある業者登録制度については、登録していない業者を排除することとなるため、不相当であると考えられる。したがって、今後も必要に応じて民間求人情報業者を活用していくこととするが、業者登録制度の導入は困難である。		z1100009	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に最適な募集採用費用を削減し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	
中小企業信用保険法施行令第1条	中小企業信用保険法では、「農業」は中小企業信用保険制度の対象業種とされていない。	c		農林水産省と協議の上、適用の可否につき結論を得る。		z1100010	経済産業省	養鶏事業者に対する金融規制改革	5053	50530001	11	京都府	1	養鶏事業者に対する金融規制改革	中小企業信用保険法施行令第1条第1項により、「農業」については、中小企業信用保険法第2条第1項第1号で定める業種から除外されているが、企業の経営や法人化が進む養鶏業については、「農業」から除外する。	企業の経営や法人化が進む養鶏事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、当該養鶏事業者については中小企業者として、その債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もつて地域の養鶏振興を図る。	養鶏事業者の中には、従来の生産のみから、加工、販売までを行う多角化・大規模経営を行うと共に、有限会社等法人化を進めている者が増加してきており、京都府においても養鶏農家の5%の養鶏事業者が府内鶏の約80%を飼養している実態がある。それらの事業者の多くは、融資においてもJA系統から銀行や信用金庫等一般金融機関へと移行してきているが、一般金融機関融資の債務保証においては中小企業信用保険法で「農業」が中小企業信用保険制度の対象業種にされていないこと等から、加工販売部門に係る融資のみ当該制度を活用している状況が見られるなど、時代の潮流に合致した融資制度となっていない。	
大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗立地法においては、届出前に都道府県等への事前協議を行うことを求めている。一方、同法の手続を円滑に進めるため、都道府県等が届出前に事前相談を求めている場合もあると承知しているが、国としては、同法に定められていない事前相談に応じるかどうかはあくまで設置者の任意であるべきで、義務化することがないよう、定期的な連絡会議や研修において、都道府県等に周知徹底を図っているところ。	d	-	大規模小売店舗立地法では、届出の前に都道府県への事前協議を行うことを求めている。		z1100011	経済産業省	「大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	5056	50560063	11	(社)日本経済団体連合会	63	「大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	経済産業省は、都道府県との連絡会議などにおいて、届出前の事前協議を求めた地方自治体の運用の改善を図るよう周知徹底するとともに、必要に応じて指導・勧告を行う等適切な処置を講ずるべきである。		『「全国規模での規制改革要望」に対する各官庁からの再回答について』(平成16年1月29日内閣府)において、「事前概要説明を義務化することのないよう周知徹底を図っている」との回答がなされたが、現実問題として多くの自治体では届出する者に事前協議を求めている。運用の改善が図られていない。例えば、東京都では届出前の計画概要書の提出を求めている。また、横浜市では届出前の計画書事前説明書の提出だけでなく、横浜市の関係部署、警察署との事前協議なども求めている。	多くの自治体では、大規模小売店舗を設置しようとする場合、もしくは店舗に係る諸変更を行う場合、届出前に関係部局との協議などを義務付けている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特定商取引に関する法律第11条、第12条の2	販売事業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電子メールにより広告するときは、相手方が広告メールの受け取りを希望しない旨の意思表示をするための連絡方法等を表示しなければならない。また、広告メールの受け取りを希望しない旨の意思表示を受けているときは、その者に対し、再度広告メールの提供を行ってはならない。	c	-	特定商取引法は、消費者保護を図るとい立法趣旨に鑑み、対象となる取引形態については原則適用されるべきものであるが、事業者が直接雇用契約を結んでいる従業者に対して行う販売又は役務の提供については、会社の内部自治の範囲と捉え、特別に同法の適用除外としているところである。一方、事業者とその子会社の従業者との関係については、直接的な雇用契約が存在しないことから、会社の内部自治の範囲を超えたものであり、消費者保護の観点から、同法の適用除外とすることは不適切であると考え。		z1100012	総務省、経済産業省	特定電子メールによる広告規制の適用除外範囲の拡大【新規】	5056	50560070	11	(社)日本経済団体連合会	70	特定電子メールによる広告規制の適用除外範囲の拡大【新規】	電子メールによる広告規制について、「事業者が実質的に支配するグループ会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」を行う場合も、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の適用除外とするべきである。特に、実質的に同一会社とみなすことができる完全子会社の従業員に対しては、早期に同法の適用除外とすべきである。なお、このような子会社の従業員に対して特定電子メールによる広告をしようとする際に、受信拒否の意思表示をした個人のみには送信しないことはシステム上難しく、その企業単位で送信することが出来なくなると、同法の適用除外とすることが必要である。		特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2項に規定する特定電子メールにより広告をする際は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の規制を受けるが、団体の内部自治の観点から例外的に従業者については適用除外となっている。	
建築基準法第37条	コンクリートを建築物の主要構造部に用いるためには、国土交通大臣の指定するJISに適合する(法37条第1号)、国土交通大臣の認定を受ける(法37条第2号)のいずれかに該当しなければならない。現在、ホワイトセメントについてJIS規格は定められていない。	e) c)		建築基準法第37条第2号に定められているとおり、国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたコンクリートであれば、JIS規格品でなくとも、建築物の主要構造部に用いることができる。)なお、以下のような理由からホワイトセメントのJIS化は困難。 ホワイトセメントの生産量は、ポルトランドセメント全体の約0.1%しかなく、JIS制定による生産の合理化、取引の単純公正化に寄与することが少ないと思われる。 (参考)年間生産量 普通ポルトランドセメント:50百万トン ホワイトセメント:60千トン 製造業者が1社しかなく、その製品仕様を標準化することは、JISの公益性から見て問題があると判断する。		z1100013	経済産業省、国土交通省	白色ポルトランドセメント(ホワイトセメント)のJIS規格化【新規】	5056	50560091	11	(社)日本経済団体連合会	91	白色ポルトランドセメント(ホワイトセメント)のJIS規格化【新規】	ホワイトセメントをJIS規格化することで、建築物の主要構造部に使用できるよう措置すべきである。	建築物の主要構造部に使用できるコンクリート材料(セメント、砂、砂利、混和剤、水等)は、JIS又はJAS規格品のみである(建築基準法第37条1号)。 現在JIS規格化されているセメントは、早強ポルトランドセメント(早強ポルトランドセメント)は、早強ポルトランドセメント(早強ポルトランドセメント)はこれに含まれていない。 よって、ホワイトセメントは、早強ポルトランドセメントと同等の性能を有しながら、建築物の主要構造部には使用できず、意匠的な部分のみにしか使用できない。		
工場立地法運用例規集	屋上及び壁面などの建築物屋上緑化施設は、緑化面積率への算入を認めている。	d	-	本年3月に省令等の改正を行い、屋上及び壁面などの建築物屋上緑化施設を認めたところであり、同時に工場立地法運用例規集の全部改正を行い、緑地の定義、緑地の面積の測定方法、緑地と他の施設が重複した場合の考え方について、技術的助言として都道府県及び政令指定都市に発出したところ。		z1100014	経済産業省	工場立地法における緑化面積率への屋上緑化部分の算入【新規】	5056	50560092	11	(社)日本経済団体連合会	92	工場立地法における緑化面積率への屋上緑化部分の算入【新規】	屋上緑化部分が緑地・環境施設面積に算入されるよう、解釈・運用等を発布すべきである。	工場立地法に基づき、「工場立地に関する準則」は緑地面積等に関する区分ごとの基準を定めている。平成16年3月31日付の改定により、「第三種区域」が新設され、工業地域に関しては緑地面積率、環境施設面積率共に緩和されている(緑地面積率:15%以上、10%以上、環境施設面積率:20%以上、15%以上)。しかし、何が緑地面積率、環境施設面積率に算入されるのかは不明確である。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則 第十二条	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)に基づくPRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)では、事業者が事業所毎に環境中への排出量・移動量の届出を行っており、電子届出についても認められている。 PRTR制度に基づく排出量等の届出は、都道府県知事を経由して行わなければならないとされているため(化管法第5条第3項)、電子届出を行う際、事前に提出する電子情報処理組織使用届出の提出先についても都道府県知事等としている(化管法施行規則第12条)。 また、電子情報処理組織使用届出は紙面にて提出することとしている(化管法施行規則第12条)。	b		PRTR制度に基づく排出量等の届出について電子届出を行う場合、電子情報処理組織使用届出は都道府県等毎に提出する必要があるが、同一都道府県等内に複数の事業所を有している場合は、電子情報処理組織使用届出を一度提出すれば同一都道府県等内の複数の事業所について電子届出を行うことができる。 また、紙面で行うこととされている電子情報処理組織使用届出については、現在電子届出を行えるよう検討を行っているが、システム開発等に時間がかかるため、時期は未定である。		z1100015	環境省、経済産業省	化学物質管理促進法に基づく届出手続の合理化	5056	50560109	11	(社)日本経済団体連合会	109	化学物質管理促進法に基づく届出手続の合理化【新規】	「電子情報処理組織使用届出書」の届出先について、インターネット上で届出ができるようにすべきである。また、本届出書の届出先について、「化学物質の排出量及び移動量の届出書」の提出先と同じとするなど、複数事業所を所有する企業においても「電子情報処理組織使用届出書」の届出先を一ヶ所に統合化すべきである。		複数事業所を所有する企業にとつて、「電子情報処理組織使用届出書」を都道府県内の複数箇所に届出をしなければならぬ。地方自治体の条例に基づく情報提供も多く求められていることもあって、PRTRに係る届出事務は非常に多い。 今後、PRTR法の普及・定着を図るためには、企業の事務負担を極力軽減させ、円滑に利用できる仕組みを構築する必要がある。	工場を有する企業は、PRTR法(化学物質管理促進法)に基づき、政府に対して「化学物質の排出量及び移動量の届出書」(化学物質の排出データ等)を提出しなければならない。本件については電子届出が可能となったが、電子届出を行うためには、事前に「電子情報処理組織使用届出書」を都道府県PRTR担当窓口に着面して提出する必要がある。 県内に複数事業所を所有する企業において、「電子情報処理組織使用届出書」の提出先は、基本的に都道府県とされているものの、実際には県庁のみならず、県の出先機関や政令指定都市など、都道府県内の複数カ所に提出しなければならない場合もある。
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則 第十二条	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)に基づくPRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)では、事業者が事業所毎に環境中への排出量・移動量の届出を行っており、電子届出についても認められている。 PRTR制度に基づく排出量等の届出は、都道府県知事を経由して行わなければならないとされているため(化管法第5条第3項)、電子届出を行う際、事前に提出する電子情報処理組織使用届出の提出先についても都道府県知事等としている(化管法施行規則第12条)。 また、電子情報処理組織使用届出は紙面にて提出することとしている(化管法施行規則第12条)。	b		PRTR制度に基づく排出量等の届出について電子届出を行う場合、電子情報処理組織使用届出は都道府県等毎に提出する必要があるが、同一都道府県等内に複数の事業所を有している場合は、電子情報処理組織使用届出を一度提出すれば同一都道府県等内の複数の事業所について電子届出を行うことができる。 また、紙面で行うこととされている電子情報処理組織使用届出については、現在電子届出を行えるよう検討を行っているが、システム開発等に時間がかかるため、時期は未定である。		z1100015	環境省、経済産業省	化学物質管理促進法に基づく届出手続の合理化	5061	50610015	11	社団法人 日本自動車工業会	15	化学物質管理促進法における窓口の一元化	・「電子情報処理組織使用届出書」の「届出先」を一元化し、郵送による届出も認めていただきたい。 ・もしくは、届出書もインターネット上で申請できるようにする等、企業の負担軽減の方向で制度を見直していただきたい。 ・データ収集の体制に關しても、企業の負担軽減を考慮し、国、自治体が連携を図り、一元化を進めていただきたい。	・工場を有する企業は、PRTR法(化学物質管理促進法)に基づき、国に「電子情報処理組織使用届出書」(化学物質の排出データ等)を提出している。 ・「電子情報処理組織使用届出書」の申請は、インターネット上で入力できることになっているが、事前に都道府県知事に届出書(氏名、住所等の申請者情報と申請者押印)を提出することになっている。 ・複数事業所を所有する企業では、届出書の提出先が異なる可能性があり、また行政により提出先の基準が異なる(都道府県/市)等、企業にとって煩雑で負担がかかっている。 ・また、国への提出データと同様のものを、再度自治体に提出するケースも多く、非効率な体制となっている。	・今後、PRTR法は、対象企業を拡大させていく動きがあるが、普及・定着のために、企業の負担を極力軽減させ、円滑に利用できる仕組みを構築することが必須である。	
高圧ガス保安法 石油コンビナート等災害防止法	「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果の相互活用等の様々な措置を講じている。	c		保安四法については、各法令の趣旨目的により保安を確保するための規制が設けられているところであるが、その更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じているところである。 また、今後も他の法令の基準によっても同等以上の安全性が確保されるときは、整合化を図っていくこととしている。 なお、高圧ガス保安法においては既に、技術基準の性能規定化や保安検査方法についての民間規格の活用を進めているとともに、国際整合性のとれた保安規制とすべく「米国機械学会(ASME)」の取り入れを行う等の取組を行っているところである。		z1100016	総務省、経済産業省、厚生労働省	保安四法の一体的な保安規制	5056	50560110	11	(社)日本経済団体連合会	110	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。 少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごとに一括して適用することとすべきである。 第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。 また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。 設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間企業の積極的活用 国際整合性のとれた保安規制の整備	コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は適用上、適用区分されている。) 「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしている。法改正を伴う法的な整合化は検討されていないし、申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減される。また、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。	石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなっている。 例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備」、労働安全衛生法では「压力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つひとつの法令により重複して規制されている。 こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
高圧ガス保安法 石油コンビナート等災害防止法	「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じている。	c		保安四法については、各法令の趣旨目的により保安を確保するための規制が設けられているところであるが、その更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じているところである。 また、今後も他の法令の基準によっても同等以上の安全性が確保される場合は、整合化を図っていくこととしている。 なお、高圧ガス保安法においては既に、技術基準の性能規定化や保安検査方法についての民間規格の活用を進めているとともに、国際整合性のとれた保安規制とすべく「米国機械学会(ASME)」の取り入れを行う等の取組を行っているところである。		z1100016	経済産業省、総務省、厚生労働省	保安四法の一体的な保安規制	5067	50670001	11	石油化学工業協会	1	コンビナート事業所施設に対する一体システムとしての保安規制	高圧ガスや危険物等を多量に扱う石油コンビナート事業所の保安確保の将来あり方として、設備全体を一つのシステムとして管理する合理的な法体系の検討を行い、保安規制のより一層の合理化を進めていただきたい。 検討に当たっては、社会に開かれた高度の保安管理体制の確立を前提とし、次の点に主眼をおきたい。 ・設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を確認する方式(実行監視型保安規制)に移行する。 ・技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化のもとに民間規格の積極的活用を推進する。 ・リスクの大きさを考慮し国際整合性のとれた保安規制とする。	石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法規ごとに各省庁に分割所管されているため、技術基準、申請・立会要件等が異なり、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、官庁検査への対応などに多大の労力が必要。 また法規が性能規定化されても採用が認められる技術基準(規格)は個別法規毎に異なったものとなる例が多い。 現行法規の枠内での保安四法の合理化、整合化については保安四法整合化実務者検討委員会の報告に基づき、改善がなされつつあるが、法改正などを伴う根本的な合理化・整合化の検討は当時の検討の対象外とされた。 このような日本の規制の現状は、欧米における1970年以前の状況に類似しており、日本においても現在の社会と産業の実態に即したものはなっていない。 【効果】効果的な保安規制とすることができ、事業者の国際競争力の強化に寄与する。		
高圧ガス保安法第44条及び第49条の2 容器保安規則第7条及び第17条	容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、高圧ガス保安協会等が経済産業省令で定める方法により容器検査を受け、これに合格したものと認められれば、当該容器を譲渡し又は引き渡してはならない。 容器検査においては、その容器が経済産業省令で定める規格の規格に適合するときは、これを合格とする。	b		事業者が実験データを取得し例示標準案を作成・提出し、安全性を検証、評価した上で、安全性が確認されれば所要の措置を講じる。その後、登録を受けて外国において本邦に輸出される容器の製造の事業を行う者(外国登録容器製造業者)が製造した容器であって、刻印等がなされているものについては、容器検査は不要となる。また、今後も二重規制が生じないよう、関係省庁と調整を図っていく。		z1100017	経済産業省、国土交通省	輸入完成LPガス自動車に関する相互承認制度の導入(新規)	5056	50560124	11	(社)日本経済団体連合会	124	輸入完成LPガス自動車に関する相互承認制度の導入(新規)	海外メーカーで生産された完成LPガス自動車について、国連欧州経済委員会(UN・ECE)自動車基準67号に基づく承認を受けた燃料容器・付属品を採用するものについては、輸入時の容器・付属品検査を廃止または省略すべきである。 また、LPガス自動車に関する規制について、自動車部分(国土交通省)と燃料容器・付属品部分(経済産業省)間で、二重規制が生じないよう調整を行うべきである。	海外の自動車メーカーがライン生産を行っているLPガス自動車を輸入しようとする場合、国際的な基準認証に合格しているにもかかわらず、輸入時点で車両からいったん取り外し、日本国内で容器・付属品の検査を受けなくてはならない。その結果、国の型式認定が受けられなくなり、事実上輸入ができなくなっている。海外で生産され、わが国に輸入される可能性のあるLPガス自動車は、容器・付属品について、国連欧州経済委員会(UN・ECE)自動車基準67号に基づいて、生産国で認証を受けている。しかし、世界中の殆どの国がこの基準で認証を受けた自動車の輸入、型式認定等を認めている中、日本はこの基準から離れて規制を行っているため、消費者の自由な選択を妨げることとなっている。ECE基準の認定を受けた自動車部品を使用したLPガス自動車が、日本で保安上、道路交通安全上問題を生じるとは考えにくい。輸入の実現により、年間40億円規模のビジネスが創出されると見込まれるだけでなく、地球環境の観点からも貢献が期待される。また、日本製のLPガス自動車の開発促進と、海外市場を視野に入れたビジネス創出も期待される。	海外の自動車メーカーでライン生産されるLPガス自動車は、日本に輸入する時点で、燃料容器・容器付属品を取り外し、検査を受けなくてはならない。 また、取り外して検査を受けることにより、「製造国で完成された自動車」でなくなり、自動車型式認定を取得して販売することができない。	
高圧ガス保安法第39条の3第1項及び第39条の5第1項 コンビナート等保安規則第41条及び第43条	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者(認定検査実施者)の認定については、本会社に役員を長とする保安対策本部等を設置することを求めている。	c		保安対策本部の長は、会社経営全般において保安に係る各種リソースの確保に努め、生産計画等に保安上の要求を反映させる等会社の最高意志決定において保安面に係る配慮が適切に行われることを確保する役割がある。 この観点から、保安対策本部の長は会社の最高意志決定機関である取締役会のメンバーである必要がある。 なお、保安に係る実務を行う機関として、別途「保安管理部門」等を認定要件の中に位置づけており、この長について取締役の就任を求めているものではない。		z1100018	経済産業省	高圧ガス認定保安検査実施者の要件の緩和(新規)	5056	50560125	11	(社)日本経済団体連合会	125	高圧ガス認定保安検査実施者の要件の緩和(新規)	商法上の役員に加え、取締役会において委任された者も可能とすべきである。	商法改正に伴い、商法上の役員数は減る傾向にある。取締役会の選任した者への保安・防災に関する責任と権限の委任を可能とすることにより、より確実な保安・安全体制の整備が期待される。	コンビナート等保安規則では、完成検査に係る認定の基準について、役員を長とする保安対策本部等の設置が求められている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
高圧ガス保安法第14条第1項コンビナート等保安規則第14条	第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は、製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。	c		1. 製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事を伴わない日常的な溶接補修については、高圧ガス保安法第14条の許可、届出は不要である。 2. 他方、配管等の高圧ガス設備の取り替えや既存設備に追加で部品等を取り付けることについては、同径・同材質・同強度の配管等であっても、実際新たに取り付け配管や部品自体に不備はないか、またそれらと既存設備との接合部分に問題はないかなどについて、事前に審査を行うことにより、技術的に検証することが不可欠であるため、原則変更許可が必要である。よって、安全性が確保されていないものを「軽微な変更」とした場合には、取り付け前に安全性を確認するための審査を行うことができず、一時的とはいえ、設備が危険性の高い状態におかれる可能性があるため、高圧ガス設備の「軽微な変更」の対象を拡大することは困難。また、高圧ガス設備(特定設備を除く。)の取り替えの場合、大臣が認定した物品への取り替え及び大臣が認定した試験者の溶接については、安全と認められるため軽微な変更としている(コンビナート等保安規則第14条第1項第1号)。		z1100019	経済産業省	高圧ガス設備の軽微な変更届の対象の拡大[新規]	5056	50560126	11	(社)日本経済団体連合会	126	高圧ガス設備の軽微な変更届の対象の拡大[新規]	同径・同材質・同強度の配管の取り替え、バルブの切り込み、D/C(ドレンコック)、V/C(ベントコック)の取り付け等で溶接する場合についても、軽微な変更として対象を拡大すべきである。		現在、軽微な変更ならば手続が不要となる変更の範囲は極めて限定的となっている。技術上の基準を維持するための日常的な補修工事として行う、位置・構造の変更を伴わない溶接行為については、軽微な変更の対象とし、不必要な手続の負担を緩和すべきである。	高圧ガス保安法では、高圧ガス設備の変更について、都道府県知事の許可を不要とする軽微な変更の工事に、コンビナート等保安規則において範囲を定めている。
電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条第8号	電子署名及び認証業務(その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合する電子署名について行われる認証業務)の任意的認定制度を設けている。	d	-	「利用者の属性、利用者の氏名、住所及び生年月日を除く、以下同じ。)についての証明は本認定制度の対象外の事項であるが、認定認証業務の電子証明書に利用者の属性を記載することは可能である。 また、属性認証の在り方については、内閣官房、総務省、法務省、経済産業省における検討の結果、次の結論に至り、平成16年12月7日開催のIT戦略本部に報告したところである。 「現行制度の下で、行政書士、税理士、社会保険労務士等の資格者団体が認証局を運用し、本人性及び資格保有を証明しているほか、国が資格者名簿を有する医療関係者についても、現行制度を前提として資格認証も含めた認証基盤の整備を進めている。 このようにことからすると、他の公的資格についても一定の信用性を担保した上での電子的証明が可能であると考えられること、また、資格認証に関する認定制度創設のニーズがないことから、現時点においては、現行制度の下でそれぞれの必要性等を踏まえ、認証基盤を整備していくことが適当である。 なお、電子申請においては、資格者等が代理人となって手続を行うことができ、引続き電子政府構築計画に基づき、代理人による申請が可能となるよう対応していく必要がある。この際、地方公共団体に対する電子申請においても、代理人による申請が可能となるよう、政府としてその取り組みを促進していくことが重要である。」		z1100020	総務省、法務省、経済産業省	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示	5056	50560135	11	(社)日本経済団体連合会	135	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示	法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する国としての統一的な方策を提示すべきである。その上で、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべきである。		「書面による申請においては、法人の代表者ではなく、従業員等による手続が行われている場合がある。一方、電子の手続による申請においては、代表者以外の申請者の法人における属性を証明できないため、あらゆる手続において代表者の電子署名が必要となり、法人の公印管理部門の負担も大きくなることから、電子申請の機動的な利用が妨げられている。手続の内容によっては、代表者以外の者の電子署名があれば足りると考えられるものもあることから、そのような手続については、書面による申請と同様、従業員等による手続を行うことが可能となるよう、企業の従業員等の属性を証明する手続に関する統一的な方策が示されるべきである。これに関連して、「e-Japan重点計画-2004」(案)に対する意見及びそれらについての考案方。(平成16年6月15日 IT戦略本部資料)において、「政府においては、医師、弁護士等の資格保有者の電子的手続による証明の検討と併せて、企業の従業員等の属性認証についても検討していること」とされているが、具体的な検討スケジュールを明示すべきである。 また、同資料において、「地方公共団体独自の申請手続については、それぞれの自治体の都合に委ねられる」とされているが、「電子政府構築計画(改定)」(平成16年6月14日 IT戦略本部資料)に基づき、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられることとすべきである。なお、「IT戦略本部報告書第二次中間報告書」(平成16年9月10日 IT戦略本部資料)においても、「オンライン申請や届出の際、企業の従業員等の属性を証明する手続について、統一的な施策を示すべきである」とされている。	法人の従業員等が電子申請を行う場合の役割、所属等の属性認証について統一的な方策が示されていない。
平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。		b		本省においては対応済、外局については、平成16年度中の実施を目的に検討中。		z1100021	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動性の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	b		本省においては対応済。外局については、平成16年度中の実施を別途に検討中。		z1100021	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各都府及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各都府の対応が異なり、統一の対応が求められる。		
中小企業等協同組合法第9条の2第3項	組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、1事業年度における組合員以外の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20を超えてはならない。組合が組合員ために行う福利厚生事業のうち共済事業についても員外利用が許容されている。また、中小企業等協同組合法に「准組合員」制度に係る規定は存在しない。	c a e		中小企業等協同組合に規定されている共同事業のうち、共済事業を行う事業協同組合は、その組合員に直接の奉仕をすることを目的として共済事業を行う事業体であるから、その利用者は本来組合員に限られるべきであるものの、組合員の利用に支障がない場合に限り、員外利用を認めることで、恒常的な事業量を確保することができ、むしろ組合の事業経営が円滑になる場合があり、組合員の福利厚生向上に資することなどから員外利用を一定分認めている。よって、共済事業を行う事業協同組合に限ったとしても員外利用を廃止することは困難である。 なお、員外利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理に関する通知を組合に対し本年度中に発出し、指導監督を図る。 また、中小企業等協同組合法に「准組合員」制度に係る規定は存在しない。		z1100022	農林水産省、経済産業省	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化[新規]	5056	50560174	11	(社)日本経済団体連合会	174	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化[新規]	各種法令で認められている共済事業については、共済としての特定性を明確化するるとともに、対象範囲を限定すべきである。具体的には、員外利用の禁止、員外利用を直ちに廃止できない場合は員外利用比率管理に係る監督を強化、「准組合員」制度の廃止、「准組合員」制度が廃止できない場合は「准組合員」の基準厳格化、検査の一元化、を行うべきである。		特定の集団を対象にする共済事業においては、その特定性が明確でなければならない。また、員外利用や「准組合員」の特定性が明確でない。また、員外利用や「准組合員」制度が合理的な理由なく認められている。	特定の集団を対象にする共済事業において、その特定性が明確でない。また、員外利用や「准組合員」制度が合理的な理由なく認められている。	
関税暫定措置法第2条第1項	高硫黄C重油の関税率は、3.202円/KLである。	b		原油及び石油製品関税収入については、平成17年度末までは石炭政策に係る借入金の返済財源に利用されることが決まっている。 平成17年度以前に高硫黄C重油関税の撤廃や関税率の見直しを行うと、原油関税も含めたすべての原油及び石油製品関税を見直すことが不可避となり、石炭対策の円滑な遂行が困難になるため、現時点では関税の撤廃及び関税率を見直すことは困難である。 ただし、平成18年度以降の高濃度C重油関税の在り方については、平成17年度末までに見直しを行う。		z1100023	経済産業省	ハイサルファーC重油に係る関税の早期撤廃	5056	50560214	11	(社)日本経済団体連合会	214	ハイサルファーC重油に係る関税の早期撤廃	平成18年度以降のハイサルファーC重油関税のあり方について、平成17年度までの間に、C重油の需要家の過大な負担が是正されるよう見直しを検討することとなっている。実質上の輸入障壁となっている暫定税率を早急に廃止すべきである。		ハイサルファーC重油に対して高率の関税が課されていることにより、ハイサルファーC重油の輸入が非常に困難になっており、結果として国内供給源に依存せざるを得ない状況である。そのため、ハイサルファーC重油の国内消費の5割を占める国内製造業の高コスト構造改善や燃料調達ソースの多様化の大きな障害となっている。国際市場価格での燃料調達調達を可能とし、海外事業者と同等の立場で公平な国際競争を行なえるよう、早急に高率の暫定税率を廃止する必要がある。	ハイサルファーC重油には輸入に際して、基本の石油税(2,040円/キロリットル)に加え、関税暫定措置法により高率の関税(3,202円/キロリットル)が課されている。	ハイサルファーC重油には輸入に際して、基本の石油税(2,040円/キロリットル)に加え、関税暫定措置法により高率の関税(3,202円/キロリットル)が課されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
石油の備蓄の確保等に関する法律第5条、第6条	(1)我が国への石油供給が不足する等の事態が生じた場合においても、石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するために、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、石油精製業者等に対して、すべての油種を対象に備蓄の義務を課している。(2)国際的には、IEAは石油の純輸入量の90日分につき、加盟国に対し備蓄義務を課している。(3)我が国は、原油5,100万KLの国家備蓄に加え、石油精製業者等に対して前12か月の石油生産量等の70日分を基準備蓄量とする備蓄義務を課している。	c	-	IEA加盟国は石油の純輸入量の90日分の備蓄義務を課せられているとともに、協動的緊急時対応措置等に対応するための備蓄を保有していなければならないが、我が国の備蓄水準は他のIEA主要加盟国の備蓄水準と比べて未だ十分とは言えない状況であることから、現在の我が国の石油備蓄(国家備蓄及び民間備蓄)の水準を引き下げることが適切でない。また、現在の我が国の国家石油備蓄量はおよそ5,100万KLであり、予算や蔵置場所等の制約を勘案すると、これ以上の積み増しは現状では困難。一方、民間備蓄は、大部分が製油所や油槽所といった石油企業の生産・流通過程の中で保有されており、また原油についても個々の製油所の精製工程に適合した形で保有されていることから、速やかに流通経路にのせることができ、より消費者に近い製品形で迅速な供給が可能という点で機動的に優れている。かかる状況を踏まえ、民間備蓄については生産量等の70日分の備蓄義務を維持することが必要。なお、IEA加盟主要国においても民間企業の自家消費用の輸入に同程度の水準の備蓄義務が課せられていることから、自家消費を目的とする重油に備蓄義務が課せられていることが必ずしも国際競争力の低下を招く要因になっているとは言えず、国際競争力の観点から見ても、エネルギーセキュリティ確保のためには、自家消費を目的とする重油の備蓄義務の水準を維持することは適当である。		z1100024	経済産業省	ハイサルファーC重油に係る備蓄義務の免除・軽減	5056	50560215	11	(社)日本経済団体連合会	215	ハイサルファーC重油に係る備蓄義務の免除・軽減	自家消費を目的とする需要家に対する備蓄義務を免除・緩和し、事業者の負担軽減を図るべきである。		備蓄のコストが製造業の国際競争力の低下を招いている。なお、平成8年1月に、石油公団内に空タンク情報の提供を行う「石油タンク情報センター」が設置され、また、備蓄石油購入資金に対する低利融資が実施されているほか、既存の備蓄会社のキャパシティを活用して、小規模の備蓄義務者が容易に義務を履行できるスキームが公団内で既に実施されており、備蓄義務者の負担軽減のための対策が図られている。しかし、これらを利用しても結局のところメーカーがそのコストを負担せざるを得ない。	ハイサルファーC重油を輸入する際には、自家消費を目的とする需要家にも70日分の備蓄義務が課されている。
電気事業法第50条の2、電気事業法施行規則第73条の2、第73条の3、第73条の6	電気事業法第48条第1項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物で、出力3万KW未満であってダムの高さが15m未満の水力発電所以外のものを設置する者は、経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。また法第50条の2第3項による審査の時期は、施行規則73条の3において、岩盤検査、湛水検査、工事完了検査の工事の工程に行うものとしている。	b		現行制度は、ダムを有する水力発電所の設置工事は5年から10年の長期にわたり、発電所の完成後の最終検査工程では、岩盤の健全性及びダム構造物の健全性を確認できないことから、安全確保上、重要な工程で安全管理審査を実施しているものである。したがって、要望に対しては、保安実績や根拠となるデータ等を踏まえ、安全の確保が十分に可能か否かという観点から検討を行った上で、結論を得ることとしたい。		z1100025	経済産業省	発電用水利設備における安全管理審査の見直し(新規)	5056	50560216	11	(社)日本経済団体連合会	216	発電用水利設備における安全管理審査の見直し(新規)	発電用水利設備の設置・変更の工事のうち、電気事業法に基づき工事の工程に行なわれている安全管理審査を廃止し、工事完了時に行う安全管理審査に一本化するべきである。		ダム、貯水池及び調整池に関しては、河川法に基づき、工事の工程中に検査を受検しており、電気事業法における所要の機能を満足していることを確認している。具体的には、電気事業法の法定使用前自主検査のうち、基礎地盤、ダム及び安全審査審査を受審しているが、これらのうち、ダム、貯水池及び調整池に関するものについては、河川法に基づく検査(基礎地盤検査、一部使用検査、完成検査)も受検している。	発電用水利設備の設置・変更の工事においては、電気事業法に基づく法定自主検査(岩盤検査、湛水検査、一部使用検査、工事完了時検査)を実施し、これに関する安全管理審査を受審しているが、これらのうち、ダム、貯水池及び調整池に関するものについては、河川法に基づく検査(基礎地盤検査、一部使用検査、完成検査)も受検している。
電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項	火力発電所については、稼働中・休止中を問わず、ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者を選任しなければならない。	b		火力発電所の休止の実態等を踏まえ、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を選任とすることについて、所要の検討を行い結論を得る。		z1100026	経済産業省	休止中の火力発電所における主任技術者不選任の容認(新規)	5056	50560217	11	(社)日本経済団体連合会	217	休止中の火力発電所における主任技術者不選任の容認(新規)	休止期間中の火力発電所の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者について、選任を不要とすべきである。		休止期間中の火力発電所は、燃料装置内の残処理を確実にこなす等の対策処置を実施しており、休止期間中は稼働することがないため、電力の供給支障など運用に関する保安上の問題を起こすことは考えられず、維持に関しては、運転再開に向けた工事を実施する際には主任技術者を選任し、設備診断及び対策工事を行なうこと、などから、休止期間中の火力発電所における主任技術者については、不選任としても保安上の問題は無い。	発電所が休止中であっても、保安上支障がないように電気工作物を維持するため、主任技術者を選任しなければならない。火力発電所の場合、電気主任技術者とボイラー・タービン主任技術者について、それぞれ異なること等の理由から別々に選任することとされている。電気主任技術者については一定の範囲内で離れた事業所間の業務が認められているが、ボイラー・タービン主任技術者については既に選任されている事業所と兼務する事業所が同一または隣接の構内である場合に限り兼務が認められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項及び第53条第2項、平成15年経済産業省告示第249号	自家用電気工作物であって出力1000kW未満の発電所(原子力発電所を除く。)を設置する者は、当該発電所を管理する事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督を委託する契約を一定の要件に該当する者と締結しているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣又は経済産業局長の承認を受けた場合に、当該事業場に電気主任技術者を選任しないことができる。この一定の要件には、発電所の点検を内燃力発電所については毎月2回以上、燃料電池発電所については毎月1回以上(ただし、設置、改造等の工事期間中は毎週1回以上)、太陽電池発電所については出力100kW以上のものは毎月1回以上及び出力100kW未満のものは毎年2回以上、風力発電所については毎月1回以上、その他の発電所については毎月2回以上(ただし、設置、改造等の工事期間中は毎週1回以上)の頻度で行うことが含まれている。	b		設置数の多い内燃力発電所及びガスタービン発電所の点検頻度については、本年度未まで委託調査を実施し、その結果を踏まえて平成17年度に所要の改正等を行う。その他の発電所については、予算要求中の平成17年度から平成19年度までの委託調査事業の中で点検頻度について検討を行う予定であり、その結果を踏まえて平成20年度に所要の改正等を行う。		z1100027	経済産業省	随時巡回式発電所における委託電気主任技術者による点検回数の見直し【新規】	5056	50560220	11	(社)日本経済団体連合会	220	随時巡回式発電所における委託電気主任技術者による点検回数の見直し【新規】	電気設備の技術基準の解釈第51条第1項に規定される発電所(以下、随時巡回式発電所)として認められている発電所では、電気主任技術者を選任しない事業所における委託電気主任技術者による点検は随時とし、点検回数は電気主任技術者が保安上必要とする回数とするべきである。		随時巡回式発電所は、技術員の監視がなくとも異常が生じた場合に安全かつ確実に停止する保護装置の設置が義務付けられていることにより(電気設備に関する技術基準を定める省令第46条及び「電気設備の技術基準の解釈について」第51条)、電気主任技術者が担保すべき保安を確保している。また、委託電気主任技術者の点検項目は、原動機の潤滑油の圧力・温度、燃料使用量、燃料ガス圧、及び、発電機の回転数、電圧、電流、軸受温度等の項目(関東電気保安協会例)となっており、これらの項目に着目して発電設備の運転状況を確認している。当該発電所が随時巡回式発電所である場合は、これらの項目に異常が生じたとき、前述の保護装置により安全かつ確実に停止するので、点検を随時としても保安の確保が出来る。保護装置自体の保全についても、使用者が行なう日常点検、製造者が定めるメニューに基づいて製造者及びメンテナンス会社が行なう定期点検の対象となっている。	委託電気主任技術者による発電所(小出力発電設備を除く)の点検回数は、次のように定められている。 内燃力発電所・ガスタービン発電所・水力発電所：毎月2回以上。 燃料電池発電所・風力発電所：毎月1回以上。 太陽電池発電所：100キロワット以上：隔月1回以上、100キロワット未満：毎年2回以上。
原子力災害対策特別措置法施行規則第9条及び第21条	A型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物については、放射線量の観点から、火災、爆発等により一定の放射線量を検出した場合には、原子力緊急事態となり得るため、放射性物質の漏えいに関する通報基準を定めている。	c		原子力災害対策特別措置法に定める原子力緊急事態のうち、事業所外運搬に係る事象は、放射性物質の漏えいに関するもののほか、放射線量に関するものがある。 「放射性物質の漏えい」の観点からは、原子力災害対策特別措置法施行規則第21条第2号において、A2値の放射性物質が容器から漏えい又は漏えいする危険性が高い状態にあることを原子力緊急事態に該当する事象としている。これに関し、A型輸送物については、収納している放射性物質の量がA2値以下であることから原子力緊急事態にはなり得ず、また、IP-2型、IP-3型輸送物については、A2値以上収納されている放射性物質から一定以上の破ば(を受けないような収納物)であることから、施行規則第21条第2号において原子力緊急事態の対象から除外されているところ。 一方、「放射線量」の観点からは、原子力災害対策特別措置法施行令第6条第3項第3号において、輸送容器の型によらず、容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が測定された場合を原子力緊急事態に該当する事象としている。 つまり、A型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物のいずれについても、事故等の状況によっては原子力緊急事態になり得ると想定されており、この観点から、これらの輸送物に関し「放射性物質の漏えい」に関する通報基準を定めることは原子力災害対策特別措置法の目的を超えるものではない。		z1100028	文部科学省、経済産業省、国土交通省	使用済み燃料輸送容器等の事業所外運搬時の原子力災害対策特別措置法による通報義務の適用除外	5056	50560222	11	(社)日本経済団体連合会	222	使用済み燃料輸送容器等の事業所外運搬時の原子力災害対策特別措置法による通報義務の適用除外	原子力緊急事態に該当する漏えいが理論的に発生しないA型輸送物と原子力災害対策特別措置法施行規則第21条第2号で原子力緊急事態から除外されている低比放射性物質(IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物)の運搬についても、L型とIP-1型輸送物と同様に、原子力災害対策特別措置法第10条の通報対象から除外すべきである。 なお、A型輸送物にはA2値(原子力緊急事態となる漏えい量)を超える放射性物質が含まれていないため、方が一漏えいがあったとしても原子力災害が発生する可能性は低い。また、IP型からの漏えいについても、もし漏えいが発生したとしても、法令上、原子力緊急事態に該当しない。	原子力緊急事態(原子力災害対策特別措置法第15条で定義)に至る恐れのない、低レベル放射性廃棄物や中に使用済み燃料が入っていない使用済み燃料輸送容器を輸送する場合にも、原子力災害対策特別措置法第10条に基づき関係機関への通報が義務付けられている。特に、事業所外運搬の際には、周辺に影響のない極微量の放射性物質の漏えいであっても、通報をすることとなっている。		
原子力災害対策特別措置法第7条及び第10条	原子力防災管理者は、原子力事業所の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が検出された場合等には、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長、関係隣接都道府県知事に通報しなければならぬこととされている。	d		本件については、平成16年7月28日付けの文部科学省及び経済産業省からの通知文書により、所在市町村から水域を隔てて位置している市町村であって、行政区画上所在市町村と隣接して隣接していないものの取扱いについて、EPZに従って、都道府県地域防災計画において定められている範囲に市町村の陸域の一部又は全部が位置している場合には、当該市町村を隣接市町村として取り扱うこととした。 このことにより、当該隣接市町村を包括する都道府県知事については、原子力災害対策特別措置法における関係隣接都道府県知事として取り扱うこととなっている。		z1100029	文部科学省、経済産業省	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義変更	5056	50560223	11	(社)日本経済団体連合会	223	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義変更	原子力事業所の「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」に含まれる市町村を有する都道府県でも、その都道府県が所在市町村に隣接していない場合、原子力事業者からの原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報を受ける権利がないので、住民の安全対策上問題が多い。「『全国規模での規制改革要望』に対する各都道府県からの再回答において、(平成16年1月29日内閣府)において、本要望に対して、「防災業務計画等において対応するのが望ましい」という回答があったが、関係隣接都道府県でない都道府県は、原子力事業者が防災業務計画の協議対象ではないため、防災指針で定められているEPZのような距離の概念を入れ、実際に対策が必要な都道府県が含まれるように、「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県」の目安の距離内)でも、都道府県境を有している周辺市町村と合併することにより、隣接する都道府県が新たに関係隣接都道府県となることは、合併の前後で行政区分が違っただけで防災上の対応の必要性の有無が変わる、という不合理な事態になる。 この件について、昨年度の回答では「市町村合併に伴う通報等の必要性の有無については、防災業務計画等において、地域の特性に応じ柔軟に対応することが望ましい」との内容であったが、通報は法令に基づいた措置であり、防災業務計画等で通報しないことを定めることは出来ず、柔軟な対応は行えない。	原子力災害対策特別措置法上の関係隣接都道府県は、原子力事業所からの距離に関係なく定められる。 このため、原子力事業所から遠く離れていても関係隣接都道府県になる可能性がある一方、原子力事業所の近く(防災指針において定められた「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ))の目安の距離内)でも、関係隣接都道府県に入らないケースがある。 更に、合併等で市町村の境界が変更された場合、原子力事業所の設備等に何ら変更がなくとも、関係隣接都道府県が変更になる可能性がある。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第2条 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令第1条	ダムを用いない1000kw以下の水力を対象としています。	c	(ダムを利用しない場合の未使用落差を利用した発電設備については、その状況によっては措置可能)	RPS法における「水力」は、水力発電について、普及可能性や環境負荷の回避の観点から規模を限定したもので、維持流量発電はダムと一体のものとしており、増設した発電設備及び分岐水路については、大規模な発電設備の開発を促しかねないと考えていることから範囲を拡大することはできない。 なお、未利用落差を利用したのものについては、ダムを用いないものであり、1000kw以下の水路式と解されるのであれば対象となります。		z1100030	経済産業省	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)における対象エネルギー(中小水力発電)の見直し[新規]	5056	50560224	11	(社)日本経済団体連合会	224	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)における対象エネルギー(中小水力発電)の見直し[新規]	RPS法の対象となる中小水力発電については、1,000キロワット以下の水路式水力発電所に限られているが、下記については環境負荷も小さいことから、対象を拡大すべきである。 RPS法対象範囲外の発電所であっても、新たなダム開発を伴わない場合には、その出力が対象範囲内であればRPS対象とする。 ・維持流量、未利用落差を利用した発電設備 ・増設した発電設備(例)発電所全体の出力が5,000キロワットの水路式水力発電所において、新たに水路を増設せずに、既設水路から分岐して700キロワットの水準発電機を増設した場合、増設分の700キロワットをRPS対象とする。 既設のRPS認定発電所が、設備の更新・リプレイスによって対象範囲を超えた場合、対象範囲以下の分についてはRPS対象とする。 (例)1,000キロワットのRPS認定発電所が、設備の老朽に伴う更新の結果、1,100キロワットとなった場合、発電所出力のうち1,000キロワットまではRPS対象とする。	現状のRPS対象範囲では、環境面・コスト面から新規に開発できる地点が少なくない。そのため、クリーンかつ再生可能エネルギーの主力である水力開発のインセンティブが働かず、水力のプライオリティも低下することが予想される。	平成15年4月から電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)が施行され、中小水力発電のRPS対象については、1,000キロワット以下の水路式に限定されている。	
電気事業法第48条第1項 電気事業法施行令第9条 電気事業法施行規則第65条第1項 電気関係報告規則第4条	電気設備の技術基準を定める省令第50条において、電気供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間には、電力保安通信用電話設備を施設しなければならぬと規定されている。 電力用保安通信用設備は、工事計画事前届出対象設備ではないが、電力用保安通信用設備に係る非常用予備発電装置については、公害防止の観点から電気事業法施行規則第65条第1項第2号に規定される別表第4に基づき工事計画の事前届出を求めており、電気事業法施行令第9条の所管区分に従って本省又は局に、また、変更等については電気関係報告規則第4条に基づき本省又は局に届出することをそれぞれ規定している。設備の廃止については、局に届出することを規定している。	b		要望内容及び実態等を精査したうえで、所要の改正等について検討する。		z1100031	経済産業省	電力保安通信用非常用予備発電装置に関する届出先の見直し[新規]	5056	50560226	11	(社)日本経済団体連合会	226	電力保安通信用非常用予備発電装置に関する届出先の見直し[新規]	工事計画の届出先を、電圧区分に関係なく管轄地域の経済産業局長とするべきである。	電力保安通信用の非常用予備発電装置については、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設に該当する場合、その設置・変更については工事計画の届出、また、その廃止については廃止の届出がそれぞれ必要である。設置・変更の届出先は、電圧30万ボルト未満の電力系統に係る保安通信用設備の工事に関するもののみが設置場所を管轄する経済産業局長であり、それ以外は経済産業大臣となっている。なお、廃止については、電圧区分に関係なく経済産業局長となっている。		
鉱業法第14条第3項	鉱業法第14条第3項に、「鉱区の面積は、350ヘクタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。」と規定されている。 なお、鉱業法の施行に係る基本通達中に「試掘鉱区であっても、鉱物の合理的開発上必要がある場合には最高面積を超えることを認める」と定められている。	d		鉱業法第14条第3項に「鉱区」の面積は、350ヘクタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。」と規定されているが、鉱業法の施行に係る基本通達中に「試掘鉱区であっても、鉱物の合理的開発上必要がある場合には最高面積を超えることを認める」と定められているところである。 別の通達において、海底の区域における石油、アスファルト及び可燃性天然ガスを目的とする試掘権を採掘権に転換する場合については、上記法第14条第3項但書の適用に係る現行運用を緩和して、最高面積を超える鉱区面積を設定してもよいとされているが、上記基本通達にかんがみれば、特定の鉱業権者に広範な区域を独占せしめることを避けて機会均等をはかる第14条の制度趣旨に反することなく、また鉱物の合理的開発上やむを得ない場合には、試掘鉱区(海底か陸上かを問わず)についても最高面積を超える鉱区を設定することを妨げるものではない。		z1100032	経済産業省	鉱業法に定める試掘鉱区的面積制限見直し	5056	50560227	11	(社)日本経済団体連合会	227	鉱業法に定める試掘鉱区的面積制限見直し	既に海洋における試掘鉱区においては、鉱物を本格的に採掘する上でやむを得ないと判断された場合、面積の拡大がが油成功率の極めて低い事業でもあり、特に海洋試掘は巨額な探鉱投資を必要とする上、石油の販売収入のない探鉱段階において、高額の鉱区維持関連費用を負担することは探鉱促進の大きな足かせとなっている。従来、試掘・探掘鉱区を問わず鉱区面積の拡大を要望してきたところ、経済産業省からは、探掘鉱区に於ける試掘段階に於ける鉱区維持費用の負担が非常に大きいことから、試掘鉱区面積の拡大を強く要望する。	鉱業法の適用を受ける鉱物資源の中で、石炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスの鉱区面積は、15ヘクタール以上350ヘクタール以内、但し、鉱物の合理的開発上やむを得ない時はこの限りでない、とされている。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第1項 経済産業省告示第333号	ボイラータービン主任技術者は、事業用電気工作物を設置する者が、その従業員から選任しなければならない。なお、電気事業法施行規則第52条第1項に規定される告示に定める場合にあっては選任の必要がない。	b		ボイラータービン主任技術者のアウトソーシングについては、その導入に係る要件や実現可能性等について所要の検討を行い、結論を得る。		z1100033	経済産業省	ボイラータービン主任技術者のアウトソーシング【新規】	5056	50560228	11	(社)日本経済団体連合会	228	ボイラータービン主任技術者のアウトソーシング【新規】	ボイラータービン主任技術者について、設備受託事業者等の事業用電気工作物を設置する者以外から選任できるようにすべきである。		マイクロガスタービンの市場への普及が進み、ボイラータービン主任技術者について事業用電気工作物を設置する事業者の従業員以外から選任できるようにしてほしいというニーズが高まっている。設備受託事業者、E S C O事業者(エネルギーサービス事業者)等の新しい事業形態も生まれ、これらの事業者が必要家のガスタービン発電設備の運転管理を行うことも含めて包括的なエネルギーサービスを提供することは、エネルギーの効率供給にも資するものである。電気主任技術者について既に認められているのと同様に、これらの事業者と設置者との間で保安管理業務について委託契約を締結し、ボイラータービン主任技術者選任を事業者がアウトソーシングできるようにすべきである。	ボイラータービン主任技術者は、事業用電気工作物を設置する者が、その従業員から選任しなければならない。
電気事業法第55条第1項 電気事業法施行規則 第94条第1項、第94条の2第1項第2号・第3号、第2項 火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成15年3月31日平成15・02・19原院第6号)	炉頂圧ガスタービンを含むガスタービン設備については出力1万キロワット以上のものについては2年、1万キロワット未満のものについては3年毎に定期事業者検査を行うこととなっている。ただし、運転時間15,000時間及び3年のいずれか早い時期を限度に時期の延長を承認することができる。	b		炉頂圧ガスタービンの運転実態等を踏まえ、定期事業者検査の時期延長について検討を行い、結論を得る。		z1100034	経済産業省	炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期延長	5056	50560230	11	(社)日本経済団体連合会	230	炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期延長	定期自主検査時期の延長承認において、1回の検査で認められる延長期間の限度を、炉頂圧ガスタービンについては、運転が開始された日または前回の検査後4年とし、他の自主検査制度との整合化を図るべきである。		炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期は、出力1,000キロワット以上10,000キロワット未満のものについては3年、出力10,000キロワット以上のものについては2年とされている。	
電気設備に関する技術基準を定める省令(電技省令)第72条	特別高圧の電気設備は、充電状態で放電を伴うことが多いことから、電技省令第68条及び第69条各号に規定する感電・火災等の危険のある場所に施設することを原則として禁止している。しかし、特別高圧の電気設備であっても、設備外部の可燃性ガスに引火しないよう措置されている設備もあることから、ただし書きで例外となる設備を定めている。 なお、平成16年7月に石油精製所で使用される同期電動機、誘導電動機等は、このただし書きで例外となる設備として追加されている。	b		今回要望の設備については、日本電気技術規格委員会(J E S C)等により火災防止等の観点からの安全性が確認され次第、所要の改正等を行う。		z1100035	経済産業省	製油所装置内における特別高圧電気設備の設置【新規】	5056	50560231	11	(社)日本経済団体連合会	231	製油所装置内における特別高圧電気設備の設置【新規】	石油精製事業所の装置内において、可燃性ガス等に着火する恐れがないよう措置された電気設備は、特別高圧であっても設置、使用できるよう措置すべきである。		「電気設備に関する技術基準を定める省令」第72条により、特別高圧の電気設備は、省令第68条及び第69条の規定する場所には、設置してはならないとされている。ただし、同条但し書きで、可燃性ガス等に着火する恐れがないよう措置が講じられた静電塗装装置及びこれに電気を供給する電気設備を設置するときは、この限りではないと定められているにも関わらず、石油精製事業所の装置内で特別高圧の電気設備が使用できない状況にある。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
<p>・外国為替及び外国貿易法 ・輸出貿易管理令 ・外国為替令 ・輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令</p>	<p>安全保障上の観点から輸出許可を要する貨物及び技術については、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表において、国際輸出管理会合における合意を正確に反映しつつ、かつ、可能な限り分かりやすく規定している。</p>	C	-	<p>欧米のコードとの対照化については、我が国の輸出管理法制は、基本的には、輸出管理レジームにおいて合意された規制品目リストをそのまま反映しているため、対照表がない場合でも、同じ規制品目リストに基づき海外の規制との対照に非常な手間がかかるものとは考えていない。</p> <p>また、欧米のコードとの対照表を作成するには、欧米のコードに関する完全な情報を有していることが必要となるが、我が国には欧米のコードについての解釈権がない上に、コードの変更等が行われる場合にも我が国の関与は及ばないため、対照化を行うことは現実的ではない。</p> <p>輸出管理制度の欧米のコードへの統一化については、輸出管理の実態にあたっては、各国において各国の現行法体系に基づいた規制手法をとっているところ。既に各国独自の手法・法体系での規制を行っていることもあり、それらの現行法体系を大幅に超えて統一することにかかるコストとそれによって得られる効果を比較衡量すれば、対応することは困難である。</p> <p>また、国内の現状に鑑みても、輸出管理を行っている各企業の中には、現行の制度体系を整理とした輸出管理に関する社内文書等を独自に定め、現行法令の遵守に向けた努力を行っている企業も数多く存在するところ。項番等の現行の体系を大幅に変更することによる各企業の社内文書や輸出管理体制の変更によりコストがかかること、また、仮に統一化を行ったとしても、その後の規制品目の現行の体系と新体系との対照に混乱が生じ、規制品目の不許可輸出が発生するおそれがあること、などの理由から対応することは困難である。</p>		z1100036	経済産業省	輸出規制品目の項番の欧米コードとの対照化および国際標準化	5056	50560240	11	(社)日本経済団体連合会	240	輸出規制品目の項番の欧米コードとの対照化および国際標準化	<p>輸出規制品目に係る現行体系の一覧性を確保するとともに、欧米コードとの対比表を策定することによって対照化させ、事務負担の軽減を図るべきである。さらに中長期的には欧米先進国と同様の国際基準のコード(例えばECCNなど)への統一化を検討する必要がある。</p>		<p>例えば海外子会社に輸出管理の指導をする際、国際水準である欧米コードで指導を行うため常に日本と欧米コードの対照が求められるが、遺漏防止のために厳密に対比を行う必要があり、非常に手間を要する。コードの対照化により、該当する規制品目の判定が的確に行える上、輸出管理に係る輸出令別表第一と外為令別表の項番は、欧米先進国のコード(例えばECCN)と全く異なる独自の項番として採用されている。しかも省令、通達などを併せて読まなければ解読できない複雑なシステムになっている。</p> <p>日本における安全保障輸出管理に係る輸出令別表第一と外為令別表の項番は、欧米先進国のコード(例えばECCN)と全く異なる独自の項番として採用されている。しかも省令、通達などを併せて読まなければ解読できない複雑なシステムになっている。</p>	
<p>・外国為替及び外国貿易法 ・輸出貿易管理令 ・外国為替令 ・輸出貿易管理規則 ・貿易関係貿易外取引等に関する省令 ・一般包括輸出許可等について</p>	<p>規制対象の貨物又は技術の輸出にあたっては、基本的には、個々の輸出案件ごとに許可申請を行う必要があるが、安全保障上の機微度が比較的低いと判断した地域及び品目によっては、手続の簡素化の観点から、一定期間の輸出について一括して許可を行うことを認めている。</p> <p>2004年6月、中華人民共和国等が新たにNSGに参加することになったが、包括許可の適用範囲は変更していない。</p>	C	-	<p>包括許可制度の適用範囲については、仕向国、当該貨物の軍事活動への寄与度等を総合的に勘案し、判断を行っている。この際、仕向国の輸出管理レジームへの参加状況も判断材料の一つにはなりうるが、中華人民共和国のNSGへの加盟のみにより、直ちに包括許可制度の適用範囲を拡大することは不相当であると考えている。</p> <p>なお、国際的に実効性のある輸出管理を行うためには、各国の制度及び運用の協調を保つことが必要であるため、各国の対応を見つ、今後の対応を検討していくことになる。</p>		z1100037	経済産業省	中華人民共和国の国際輸出管理レジーム加盟に伴う第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可の適用範囲の拡大[新規]	5056	50560241	11	(社)日本経済団体連合会	241	中華人民共和国の国際輸出管理レジーム加盟に伴う第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可の適用範囲の拡大(新規)	<p>輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の2の項に該当する貨物、技術、すなわち、中華人民共和国が加盟した原子力供給国グループ(NSG)の規制対象となっている原子力関連機材、技術は同国へ輸出・提供する際に、第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可等が適用できるよう、「一般包括輸出許可等について」を早急に改めるべきである。</p>		<p>第1種一般包括輸出許可は特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について許可を行うものであり、第1種一般包括役務取引許可は特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について許可を行うものである。「一般包括輸出許可等について」において、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の該当項目ごとに適用できる仕向地・提供地域が規定されている。現在、仕向地・提供地域を中華人民共和国については、第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可において適用できる該当項目が大幅に制限されている。</p>	
<p>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律</p>	<p>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下「官公需法」という。)は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの(以下「国等の契約」という。)について、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならないとしている(第3条)。このため、官公需法第4条に基づき、毎年度閣議決定を行っている「中小企業者に関する国等の契約の方針」においては、官公需における中小企業者向け契約実績及び契約目標の金額及び官公需総額に占める割合を記載しているが、その金額及び割合には、大企業の下請として中小企業者が間接的に国等の契約を受注する場合を含んでいないところである。</p> <p>なお、中小企業基本法の基本理念(第3条)は、独立した中小企業者の自主的な努力を助長すべきであるとしている。</p>	e	-	<p>e:事実確認 既に検討済み事項であり、事実確認である。</p> <p>すなわち、平成14年12月及び平成15年12月の総合規制改革会議の答申及びこれを受けた規制改革・民間開放推進3か年計画(平成15年3月及び平成16年3月)を踏まえ、経済産業省中小企業庁では、中小企業政策審議会基本政策部会及び中小企業経営支援分科会取引部会の下に合同検討小委員会を設置して審議を行い、平成16年6月、合同部会から「中間とりまとめ～今後の官公需施策の在り方について～」の報告を受けたところである。かかる合同部会の審議においては、本件要望の点についても検討がなされており、下請まで含めて中小企業者向け契約目標の金額及び割合を示すことについては、否定的に捉えられたところである。なお、同報告においては、中小企業者向け契約目標は、中小企業者の受注の結果を確保するものではなく、その機会を示すというものであること、また、中小企業者向け契約目標は、官公需施策を講ずることにより中小企業者向けにどれだけの契約を見込むことが可能であるかを示すものであり、見込みなし見積りといった性格を有することについて明確にしている。</p> <p>(注)なお、規制改革・民間開放推進会議の競争政策・法務・金融WGによるアラインは本年6月2日に実施され、上記の報告書の内容について、当省より説明を行っている。</p>		z1100038	経済産業省	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し	5056	50560262	11	(社)日本経済団体連合会	262	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し	<p>中小企業者向け契約目標比率は、官公需施策発定当時の1966年度の27%弱から、2003年度には45%強に上昇しており、VFM(バリュー・フォー・マネー)の観点から、段階的に適正化することが必要である。中でも、直接的な請負(納品)業者を対象を限定している契約目標額・目標比率の算定基準を見直し、二次以下の請負(納品)業者を対象に加えることについて検討すべきである。</p>		<p>中小企業者の受注機会増大のための措置として広く行なわれている分離・分割発注は、公共工事等のコスト・アップと非効率性(工期の長期化等)を助長するおそれ強い。分離・分割発注の是正により、公共工事等の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現し、国等や地方公共団体は低価格で質の高い社会資本の整備等が可能となる。</p>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
計量法第16条 特定計量器検 査規則第13 条、第14条 計量法関係手 続料別表第2 備考4号	特手計量器検 査規則第13 条第1項にお いて、2以上 の表示機構 を有する特 定計量器は 、いずれの 表示機構も 検定に不合 格となつた ものであつ てはならな いといはれ ている。 また、特定 計量器検 査規則第14 条第1項に おいては、 特定計量器 は、当該特 定計量器と 構造上一体 となつてい る計量器 (当該特定 計量器の計 ることが出 来る範囲を 切替装置に よつて変更 した後のも のを含む。)が 検定に合格 しない特定 計量器又は 有効期間の 経過した検 定証印若し は検定証印 等の付され た特定計量 器であつて はならない とされている。	b		計量制度は、国民生活に広く深く浸透しており、経済社会活動の基礎となる制度。また、計量法の目的である適正計量の実施の確保は、安定した国民生活になくはならないもの。特定計量器の検定は、取引・証明に使用される計量器の技術基準適合性を判断するものであるが、適正計量の実施を確保する上で大前提となるものである。複数の時間帯で電力量を計量する時間帯別電力量計については、それぞれの時間帯において、異なる料金単価により使用量に応じた取引を行うものであり、時間帯毎に計量値の適正を判断する必要があることから、時間帯の別に応じた特定計量器として検定を行っている。このため、1日全体の計量値の適正のみならず、各時間帯別の計量値の適正についても検定を行い可否を判断することとしている。また、時間帯毎による使用量の正確性は、取引に使用する電気計器を選択することができない消費者の保護に資するものである。特定計量器の検定における合格条件は、構造が省令で定める技術基準に適合すること、誤差が省令で定める検定公差を超えないこと、であるが、電子式時間帯別電力量計については、要望理由にある型式試験(の適合性試験)のみでは、個々の計量器の正確性を担保できるとは限らない。かかる観点から、時間帯別電力量計の検定を廃止することは困難であるが、検定作業の効率化等を行った結果、2つ目以降の表示機構の検定については、H16年3月の計量法手数料令の改正により、割引率を3割としたところであり、17年度以降も引き続き検討を行う予定。		z1100040	経済産業省	時間帯別電力量計の検定の見直し	5056	50560267	11	(社)日本経済団体連合会	267	時間帯別電力量計の検定の見直し	1つの検出部で計量した値を時間帯ごとに区分・表示する場合においては、一つの検出部の計量の確からしさを検定すれば、各時間帯ごとにおいても計量の確からしさを担保できることから、全日計量値以外の各時間帯別計量値の検定を廃止すべきである。 なお、昨年11月の規制改革集中受付月間における経済産業省の回答では、本件について措置困難(現行の検定コストに係る割引率を引き上げることが可能)という見解が示されているが、上記の理由を踏まえ、重複部分の検定の廃止について再考し、早期に検討を行い措置すべきである。		複数の表示機構を有する特定計量器は、全ての表示機構について検定に合格する必要があり、一つの計量器で複数の時間帯の電力量等を計量する場合にも時間帯ごとに検定を受けることが義務付けられている。	
計量法第16条、 第71条 特定計量器検 査規則第65 9条、第67 9条	特定計量器の 検定において は、計量法第 71条に定め る合格条件 に適合した 場合に合格 となる。	b		電子式電気計器については、国内外における急速な普及に対して、現在、国際法定計量機関(OIML)において、国際的に統一した技術基準等に係る国際勧告の制作用業が進められており、我が国も加盟国として道義的な対応を求められているところである。 また、技術革新、国際整合化の観点から、計量法に規定する特定計量器技術基準のJIS化に関する調査研究委員会/電力・電力量計WGJにおいて、技術基準のJIS化作業を行っているところ。 したがって、電子式複合計器の最大需要電力計の検定方法については、これらの動向と密接に関連することから、切り離して考えることは適切ではないが、本要望を踏まえ、計量制度全体の整合性を勘案しつつ、適正な計量の実施を確保することを前提とした検定試験作業の効率化に資する検討を17年度に行う予定。		z1100041	経済産業省	電子式複合計器における最大需要電力計の検定試験方法の見直し	5056	50560268	11	(社)日本経済団体連合会	268	電子式複合計器における最大需要電力計の検定試験方法の見直し	検定試験作業の効率化を図るため、電子式複合計器の構造や動作原理に応じた新たな検定方法の採用を検討し、早期に結論を得るべきである。		機械式の電気計器は、計器本体と分離型の最大需要電力表示装置で構成されており、計器本体と最大需要電力表示装置との間でパルスを受け渡すため、表示誤差と機構誤差が生じない。従って、電子複合計器の最大需要電力計部の確からしさを確認を行った上で、電力量計部との表示の整合性が確認されれば検定試験の目的は十分達成できる。 なお、昨年11月の規制改革集中受付月間における経済産業省の回答では、特定計量器検定検査規則のJIS化の骨格が固まった段階で検討するとの見解が示されているが、機械式分離型計器を前提とした検定方法を、電子式複合計器の構造・動作原理に応じた試験方法に見直すことと、特定計量器検査規則のJIS化とは切り離して考えるべきである。	
なし	工業用水道事業は先行投資事業であり、工業用水道施設は、立地予定企業(受水者)からの将来需要に基づく(要請等を基に建設される。事業者は、施設建設に投下した費用及び運営に伴う費用(総括原価)を、受水者からの料金収入により回収するため、受水者に対して契約水量に応じた料金を徴収する責任水量制を採用し、その旨を供給規程に定めている。工業用水道事業法において、事業者から料金等の供給条件を定めた供給規程の当省への届出等が義務付けられており、その際、料金が適正な原価に照らし公正なものであること等が求められる。なお、責任水量制の採否を含め個別の料金設定のあり方については、事業者と受水者の間の問題である。	e	-	責任水量制については、国で関与しているものではなく、事業者と受水者の間で解決すべき問題である。一方、近年における水需要の動向から責任水量制の見直し等の要望がなされていることを踏まえ、当省としても事業者及び受水者に対する減量問題への対応事例の紹介や解決に向けた適切な助言を行うとともに、工業用水の転用についても適切な対応を行ってまいりたい。 なお、責任水量制については、昨年度、(社)日本工業用水協会に設置された「今後の工業用水道事業のあり方に関する研究会」の報告書において、「責任水量制の下での契約水量の減量は、事業経営の悪化やユーザー間の利害得失を伴うものであるため、事業者は将来の見通しを十分に開示するとともに説明責任を果たす必要がある。」とされており、また、本年10月より当省にて開催されている「工業用水道事業研究会」における議論の範疇に入っているところである。		z1100042	経済産業省	工業用水の責任水量変更	5067	50670011	11	石油化学工業協会	11	工業用水の責任水量変更	・企業の生産体制変更に伴い工業用水の必要量が減った場合には、責任水量の減量を認める。 ・責任水量と実使用水量に大幅な差が出ている場合の削減措置を法制化する。 ・福岡県においては、県工業用水道利用規程の本来の趣旨に沿い、責任水量制の定期的見直しを実施していただきたい。 ・鹿島地区での責任水量の減量を認めて欲しい。それが出来ないのであれば鹿島地区の余剰工業用水の千葉県等への売却と湯西川ダム建設中止により責任水量の減量が可能となるように欲しい。		責任水量制の定期的見直しとしては、例えば、基本使用水量部分で割る割合を引き下げ、現行の超過料金制度の運用を工夫することにより、収支の健全性を維持しながら利用者の自助努力を反映できる制度への変更が考えられる。また、前述については、契約後に30年以上経過したが、茨城県としてはエビ・ナト等から撤退した場合でも他社に譲渡しない限り、「永久に」。各企業の責任水量減が認められない。工業用水購入契約をした各企業の経営判断誤りに端を発している問題であるがその責任を「永久に」に背負わせるとするのは社会通念に反する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
工場立地に関する準則 緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準	・都道府県は、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合については、緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の範囲内において、条例で定めることができる。	d	-	昭和49年6月29日時点で既にある工場等(いわゆる「既存工場」)については、工場立地法の規制の適用につき、「工場立地に関する準則」の備考において、一定の配慮を既に実施しているところ。ご指摘の緑地の整備についても、建て替えを円滑化できる措置を定めている。また、本年3月に本法の省令、告示等を改正した際、平成9年に導入した同法第4条の2の規定による都道府県が定められる基準の範囲を拡大したことにより、同準則による建て替えの円滑化が一層進められるようになっている。 工場立地法による緑地面積率等に関して、同法第4条の2の規定により、都道府県が必要な条例を定めることにより、国が定めた工場立地に関する準則によることとするよりも、他の準則によることとすることができることとしているところ、本年3月緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準を改正し、都道府県が条例で定めることが出来る基準の範囲を拡大し、より地域の実情に応じた形での条例制定を可能としたところ		z1100043	経済産業省	工場立地に伴う緑地確保の緩和	5067	50670012	11	石油化学工業協会	12	工場立地に伴う緑地確保の緩和	・工場立地法に定める緑地面積について必要最小限に引き下げいただきたい。 ・平成9年の改正は評価するも更なる緩和措置が必要である。	工場立地法では規定の緑地面積を保有しない事業所は、生産施設を新設する時に準則計算に基づき緑地を新設する必要があるが、法施行以前から存在する事業所はその緑地の確保が困難である。そのため、新規事業の導入の際、緑地確保が足かせとなっており効率的な建屋建設に支障をきたしている。 生産施設を新設、増設する場合に緑地率が高いため、断念せざるを得ない場合や新規参入をしにくい状況にあり、産業の活性化を阻害される。		
貿易保険法	組合包括保険制度は、日本貿易保険と各輸出組合との間で、あらかじめ定める輸出品目を包括的に保険契約の対象として双方合意の上に締結している双務有償契約であり、輸出組合が被保険者側の事務をとりまとめることにより、被保険者及び日本貿易保険の事務コスト削減につながっている。このため、日本貿易保険が各輸出組合の会員企業に対して一方的に強制的な包括保険契約への加入を義務付けるものではなく、各輸出組合が会員企業の総意を踏まえた自主的な判断として日本貿易保険との間で同契約の締結を選択しているものである。	b, e	日本貿易保険と各輸出組合との間の取決めの内容	組合包括保険制度には、ご指摘のような公益法人によるカルテルには該当しない。…(e) 当省としても近年の我が国企業の対外取引形態の変化に伴い、日本貿易保険において、保険料率や商品性の見直し、新商品の開発を含め、その抜本的な見直しに着手すべきと考えている。また、組合員企業が民間のサービスを利用する選択の幅が実質的に限られるとの指摘もあることも踏まえ、民間参入の円滑化のための環境整備を図る上でも、可能な限り早期に検討を進め、遅くとも第二期中期目標期間の開始()から2年以内(平成18年度中)に、組合員企業の付保選択制の導入や保険料体系の全般的な変更も含め、抜本的な見直しを行うこととしており、この点については「貿易保険分野における官民あり方検討委員会」最終とりまとめ(平成16年12月2日)において明確化されている。…(b) ()日本貿易保険の中期目標期間は4年で、平成17年4月1日から第二期が開始される。		z1100044	経済産業省	日本貿易保険と日本機械輸出組合が実施している包括保険制度の規制撤廃	5075	50750003	11	外国損害保険協会(FNLIA)	3	日本貿易保険と日本機械輸出組合が実施している包括保険制度の規制撤廃	貿易保険、日本機械輸出組合等における包括保険による官製カルテルの排除	組合包括保険において他保険加入禁止の規定を改めることにより、日本機械輸出組合等の構成員に対し民間保険会社が貿易保険(輸出信用保険)を販売可能とする事。	現状規制の見直しの中で経産省は貿易保険分野に係わる民間保険社の参入を図るとしている。しかし、現実には主な顧客は日本機械輸出組合等の包括保険という官製カルテルに囲い込まれており、この規制が撤廃されなければ民間保険会社が実質的な市場参入を果たすことはできない。当該業務における健全な競争に基づく利用者の利便性の向上と選択の自由、信用リスク管理の向上と輸出取引の促進を期して、かかる公益法人によるカルテルを撤廃し、民間企業の参入を促したい。	
なし	貿易保険の保険料率については、日本貿易保険において、対外取引の相手国のカントリー・リスクや、被保険者が契約相手方の信用リスクについても保険てん補を希望する場合はその信用状況を審査の上、個別の引受リスクを勘案して設定するよう努めている。	e	-	日本貿易保険における保険料率の設定においては、ご指摘のようなクロスサブシディ(内部補助)を前提としているものではないと認識している。 貿易保険事業の収支バランスを評価して料率を設定する際には、特に中長期案件については、相手国の債務繰延等に伴う場合も含めて20～30年にもわたる長期間の保険事故償還(利息を含む)の回収を含め、長期的なスパンでの収支相償の実現が図られるかが重要な視点となるなどの点において、民間保険会社とは保険事業として成立する基準が大きく異なることに留意する必要がある。		z1100045	経済産業省	日本貿易保険における引受け上のクロスサブシディの停止	5075	50750004	11	外国損害保険協会(FNLIA)	4	日本貿易保険における引受け上のクロスサブシディの停止	貿易保険業界における健全な引受け節度確立の為、短期保険、長期保険間のクロスサブシディを停止すること	長期保険、短期保険各々において採算ベースに基づく健全な引受け料率で日本貿易保険が営業することを求める。	民間企業への開放がなされる貿易保険(輸出信用保険)においては、主要な引き受け手である日本貿易保険において短期保険、長期保険間でクロスサブシディが既成事実となっている。 利用者利便性と引受け能力確保との名目で実施されるかかる慣行は、その節度を欠いた引受けの高当該業界の今後の健全な発展を阻害し、健全な企業間競争を成し得ない。不可視の補助金(クロスサブシディ)を排除し、当該ビジネスの健全かつ安定的な運用の為、公的機関による引受けの節度を求めるものである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」 「特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律」第2条第1項、第4条第1項 外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、輸出貿易管理令別表第2の35の2 「解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認について」(環水企第203号、衛産第35号、11立環指第5号)	船舶法第1条に規定する日本船舶であって、次の及びの要件を同時に満たす船舶は、バーゼル条約第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物となる。 解撤等による金属の回収等、バーゼル条約附属書に掲げる処分作業を行うために輸出される船舶 石綿又はPCB等バーゼル条約附属書に掲げる物質を船舶本体に含有することによりバーゼル条約第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶 したがって、当該船舶の輸出をしようとする者は、当該船舶が仕向地まで自航されるものであるか、曳航等により運搬されるものであるかを問わず、バーゼル条約第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受ける必要がある。ただし、現在まで当該船舶に関して承認申請の実績はない。	C	-	・有害物質の種類・分量が分からぬまま当該船舶が他国に輸出される場合、当該物質の適正な処理の実施が困難となることは明白であり、輸入国における環境汚染を引き起こしかねない。そのためバーゼル条約では廃棄物の名称や重量等の情報を関係国に提供することを義務付けているところであり、バーゼル法等の手続きを行わず輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、有害廃棄物等の国内処理の原則を掲げるバーゼル法やバーゼル条約の趣旨に合致しない。 ・解撤目的船舶の取扱いについては、バーゼル条約締約国会議での議論が結論に達しておらず、国際海事機関、国際労働機関を交えた検討が行われているのは事実であるが、今のところ結論は見えていない状況にあり、バーゼル条約で規制する有害物質を含む船舶を解撤目的として輸出する際、現行のバーゼル条約及びバーゼル法で解釈しうる措置を行うことが必要である。 ・また、実質的に解撤目的での輸出が困難とのことだが、有害物質の種類や分量については、アスベストやPCB等想定される有害物質について含まれていると考えられる箇所についてサンプル試験等により含有状況を把握することは可能と考えられ、バーゼル法の手続きを終れば輸出は可能であることから、同法に基づき(手続きを踏まれることが必要と)思料。		z1100046	環境省、経済産業省	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	5076	50760005	11	社団法人日本船主協会	5	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、バーゼル法)を所管する各官庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船舶の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。		バーゼル条約を船舶に適用した場合、廃棄物と何ら関係のない「寄港国」が「輸出国」になるほか、安全運航に必要な船舶の構造や設備機器から有害物質の除去を求められる可能性があるなど多くの実行・実効上の問題が生じる。このためバーゼル条約締約国会議(COP)では同条約の規定を船舶に適用することについては明確な結論を出しておらず、今後国際海事機関、国際労働機関と協調しつつ環境上適切な船舶解撤のための現実的な解決策を検討することとしている。本年10月下旬に開催されたCOP7についても、同条約事務局は「The Secretariat of the Basel Convention wishes to stress that, at present, while individual countries can make their own dispositions under national law, COP7 did not adopt a legally binding decision requiring the 163 Parties to the Basel Convention to control the export of ships under the terms of the Convention and to prohibit exports without the consent of recipient countries.」との異例のコメントを同条約ウェブサイトで公表している。このような状況下、多くの国が慎重な対応をとる中、わが国では、平成11年5月の通達により同条約の日本籍船舶への適用を決定しており、実質的に同船舶への解撤目的での輸出が困難となっている。従って、日本籍船につきまとうこのハンディキャップを除去し円滑な解撤を確保するために、同通達の廃止を求める。	
クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程	クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、導入しようとする者に対し通常の自動車との価格差の1/2以内を補助するとともに、燃料等供給設備を設置しようとする者に対し定額補助等を行う。	e	交付規程	交付規程第19条において財産処分の制限を定めているところ。 ただし、財産処分制限は、補助金交付先であるリース会社に対して課せられているものであり、リース契約期間については制限をしていない。 したがって、リース契約については、リース会社とリース先のユーザーの契約期間が(財産処分制限期間が6年であるにもかかわらず)3年間であったとしても、財産処分制限期間内に同一の者又は新たな顧客とリース契約を締結しリースすれば、補助対象としている。		z1100047	経済産業省	リースが不利となる諸制度の改善等	5086	50860002	11	社団法人リース事業協会	2	リースが不利となる諸制度の改善等	リースによって設備を使用する顧客等は、次のような設備投資に係る優遇税制等を利用することができない。また、リース会社間の競争条件が不公平なものがある。税制(IT投資促進税制)リース利用による税額控除制度は資本金3億円超の法人は利用できないなど)、補助金制度(クリーンエネルギー車導入補助金)法定耐用年数の使用が条件となるが、車検期間の関係により、リース期間を法定耐用年数より短く設定した場合、制度の適用が受けられないなど)	ユーザーの設備の利用・調達形態の選択が拡大する。	リースが取得と比べ競争条件で不利となっている。	
中小企業信用保険法、中小企業信用保険法施行令	信用保証協会の保証は原則として全額保証となっている。	b		現在、信用補完制度のあり方全体につき、審議会において現在検討を始めたところ。		z1100048	経済産業省	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	5086	50860015	11	社団法人リース事業協会	15	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小事業者に対する債務保証制度を見直すことを要望する。	中小事業者の資金調達の円滑化が期待できる。	健全な経営を行う中小事業者や新規事業者の資金調達の円滑化を図る施策は必要であるが、公的機関の債務保証制度については、民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置を講じる必要がある。また、資金の供給者を特定の金融機関に限定する現行の制度は、金融サービスを提供する事業者のイコールフットングという観点から見直すべきである。本年6月、同要望に対して経済産業省から「現在、信用補完制度のあり方全体の検討の中で、部分保証の是非、導入時期についても検討しているところである。部分保証については、金融機関との適切なリスク分担を図る観点からその推進が求められており、これまでも一部制度で部分保証を導入してきたところであるが、中小企業者への影響にも十分に配慮して検討を行う。また、譲渡対象先の拡大についても、中小企業者への影響にも十分に配慮しつつ検討を行う。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c	-	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をうける時間的余裕を与えることとするためである。投資信託との比較においては、理解しないまま契約締結するおそれについて格差はないものの、商品ファンドが主としてレバレッジ効果のある商品先物により運用されること等から、一般的にはよりハイリスク・ハイリターンという特性があり、販売業者によってより利殖性が強調されやすいものと認められる。このため、現状において、投資信託と比較しても、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。		z1100051	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	5086	50860022	11	社団法人リース事業協会	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をうける時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。」との回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	
商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c	-	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をうける時間的余裕を与えることとするためである。投資信託との比較においては、理解しないまま契約締結するおそれについて格差はないものの、商品ファンドが主としてレバレッジ効果のある商品先物により運用されること等から、一般的にはよりハイリスク・ハイリターンという特性があり、販売業者によってより利殖性が強調されやすいものと認められる。このため、現状において、投資信託と比較しても、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。		z1100051	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	5092	50920022	11	オリックス株式会社	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をうける時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。」との回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	
電気事業法第52条 電気事業法施行規則第79条第1号、第80条	火力発電所に使用される容器または配管のうち、100以上の熱水及び蒸気用のものであって、外径150mm以上及び最高使用圧力980キロパスカル以上の管並びに最高使用圧力98キロパスカル以上の容器については溶接事業者検査及び溶接安全管理審査の対象となる。	c	-	溶接技術の進歩は目覚しく、信頼性も大幅に向上しており緩和しても保安上支障のない状況となっているとする技術的な根拠が現状では十分でないため、溶接事業者検査の範囲を口径300mm以上、5880kPa(60kg/cm2)以上に緩和することはできない。		z1100052	経済産業省	電気事業法溶接安全管理審査の合理化	5089	50890003	11	社団法人 日本化学工業協会	3	電気事業法溶接安全管理審査の合理化	電気事業法施行規則79条にて溶接安全管理審査の対象となる容器・管を定めているが、この対象範囲を見直し(縮小)してほしい	溶接安全管理の対象となる容器・管の基準は30年以上前からほとんど変更されていない。しかし、その間の溶接技術の進歩は目覚しく信頼性も大幅に向上しているため緩和しても保安上支障のない状況となっている。現行、蒸気や熱水(100以上)の場合、口径150mm以上の配管では圧力980kPa(10kg/cm2)以上が溶接安全管理審査の対象であるが、口径300mm以上、5880kPa(60kg/cm2)以上に緩和してほしい。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律において、法令で定められている化学物質リスト等には化学物質の名称が記載されている。	c	1	各法律に列挙されている化学物質は、一つの表記により数百以上に及び物質を網羅していることもあることに加え、化学物質の知名度等を踏まえ必要に応じて付与されているCAS番号は論理上全ての化学物質に付与されているわけではなく、法律が規制の対象としている化学物質を全て網羅することはできない。よって、法規制には漏れが許容されないことから法律にCAS番号を併記することはできないが、(独)製品評価技術基盤機構(化審法、化管法)又は経済産業省(化管法)のホームページにおいて、規制対象化学物質に対応するCAS番号の例を参考として併記しており、調査と検索の便に供しているところである。		z1100053	経済産業省、厚生労働省、環境省、総務省、国土交通省	化学物質の名称に必ずCAS番号を併記する。	5089	50890004	11	社団法人 日本化学工業協会	4	化学物質の名称に必ずCAS番号を併記する。	法律に規制されているリスト等に掲載されている化学物質の名称に必ずCAS番号を併記すること。 対象の法律は化学物質名称を記載されている全ての法律である。	CAS番号併記により、化学物質の調査と検索が容易になり、調査時間の短縮とともに間違いが少なくなる。 社内で化学物質一覧表等を作成し管理する場合、CAS番号を付与することで管理がし易く、間違いが少なくなる。	化学物質の名称表記は数文字の短い物質を除き1通りではなく幾つもある場合が多い。現在は化学物質名称だけで照合しており、化学物質の同定等の調査に長時間を要する上に間違いも発生している。他社も同じで、CAS番号併記ではないため調査・検索に苦労している。 IT時代にCAS番号での検索は必須である。	
石油石炭税法第3条 租税等特別措置法第90条の4の2	石油石炭税については、平成15年10月1日の制度改正において、税率を液化石油ガス(LPG)及び液化天然ガス(LNG)については1トンあたり1,080円に引き上げるとともに、石炭を課税対象に追加し、その税率を1トンあたり700円とするとともに、石油税の名称を石油石炭税に改める等所要の措置を講ずることとされた(現在は、平成18年3月31日までの経過措置期間中)。 この際、鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭については、平成17年3月31日まで、また、沖縄県で発電に共される石炭については、平成19年3月31日までの間の措置として、石油石炭税を課さないこととされた。	f		税の減免に関するものである		z1100054	経済産業省	ソーダ工業における電力の石油石炭税免税制度の創設	5089	50890005	11	社団法人 日本化学工業協会	5	ソーダ工業における電力の石油石炭税免税制度の創設	食塩の電気分解によって各種ソーダ製品、塩素製品を製造するソーダ工業において、原料として使用する食塩電解用電力への課税の免除。	ソーダ工業では、電力によって食塩(塩化ナトリウム)をソーダ(ナトリウム)と塩素に分ける製法(食塩電解法)が採られ、電力は水、食塩とともに代替不可能な原料のひとつである。原料である電力は製造コストの半分を占める。 ソーダ工業は、さまざまな工業製品の製造に用いられる基礎化学品、中間原料として利用される苛性ソーダをはじめ飲料水、医薬品、生活用品で幅広く活躍する塩素製品を供給している。コスト上昇に基づく価格上昇の社会的インパクトは小さくない。東アジアにおいては益々の厳しい国際競争にさらされている。国際競争力の維持、強化から、世界と同等の条件で競争できる場の整備・確保が急務である。鉄鋼におけるコークス、セメント製造における石炭並みの免税措置を希望する。		
エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条及びエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第10条及び第11条	省エネ法第11条の規定に基づき、第一種エネルギー管理指定工場及び第二種エネルギー管理指定工場に対し、前年度の燃料等又は電気の使用量及び原単位等について報告を求めているところ。	c		個別事業者毎の定期報告については、省エネ法の円滑な施行を図るために事業者に課した措置であり、報告内容には個々の企業の経営上の秘密に属するものと考えられる事項が多く含まれることから、これらを省エネ法の施行に関わらない自治体に提供することは適当ではない。		z1100055	経済産業省、環境省	エネルギー管理の一元化	5089	50890006	11	社団法人 日本化学工業協会	6	エネルギー管理の一元化	省エネ法に基づき、エネルギー指定工場では、定期報告書を各地産業局に提出して管理を受けている。一方、環境省の指導下各地方自治体は、地域推進計画を作り、地域事業者等に温室効果ガスの排出量の実績を求めることを開始した。このエネルギー管理と温室効果ガス管理は、事実上同一である、管理の一元化を求める。	事実上同じ内容のものを産業局と各自治体に提出する必要があり、煩雑である。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
中小企業信用保険法 中小企業信用保険法施行令	信用保証協会の保証は原則として全額保証となっている。	b		現在、信用補完制度のあり方全体につき、審議会において検討を始めたところ。		z1100056	経済産業省	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	5092	50920015	11	オリックス株式会社	15	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小事業者に対する債務保証制度を見直すことを要望する。	中小事業者の資金調達の円滑化が期待できる。	健全な経営を行う中小事業者や新規事業者の資金調達の円滑化を図る施策は必要であるが、公的機関の債務保証制度については、民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置を講じる必要がある。また、資金の供給者を特定の金融機関に限定する現行の制度は、金融サービスを提供する事業者のイコールファイティングという観点から見直すべきである。本年6月、同要望に対して経済産業省から「現在、信用補完制度のあり方全体の検討の中で、部分保証の是非、導入するにすればその具体的な手法、導入時期についても検討しているところである。部分保証については、金融機関との適切なリスク分担を図る観点からその推進が求められており、これまでも一部制度で部分保証を導入してきたところであるが、中小企業者への影響にも十分に配慮して検討を行う。また、譲渡対象先の拡大についても、中小企業者への影響にも十分に配慮しつつ検討を行う。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	
中小企業保険法 施行令第3条の3ほか	中小企業信用保険法上、ファイナンス会社等は保証付債権の譲渡対象外としている。	b		現在、信用補完制度のあり方全体につき、審議会において検討を始めたところ。		z1100057	経済産業省	信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大	5092	50920016	11	オリックス株式会社	16	信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大	中小企業保険法により信用保証協会保証付債権の譲渡の相手方としては銀行等の金融機関と整理回収機構・産業再生機構に限定されている。現在、金融庁策定の「レゾリューション・プラン」の7つのアクションのうち、金融再生プラン等に基づき、各金融機関は貸付型の再生ファンド、サードパーティ会社などを活用し、債務者の再生を図ることを積極的に企図しているが、再生ファンド、サードパーティ会社に保証付債権の売却ができないことが、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生にとって大きな障害要因となっている。一方で、保証付債権が整理回収機構・産業再生機構に譲渡された債務者に対しては同じく中小企業保険法により「行外保証」の拡充が図られており、官民格差が大きい。よって、法改正あるいは、一定の条件（ex.再生支援協議会が認定した再生計画案に基づく、債権譲渡であれば認める）を付したうえで、信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大を強く要望するもの。本年6月、同要望に対して経済産業省から「金融機関の不良債権の円滑な処理や債務者の再生については、今後とも促進を図っていく必要がある。一方で、保証付債権の譲渡対象先を広げることが、中小企業者をはじめとした関係者にどのような影響を及ぼすのかについては、慎重に見極める必要がある。今後、関係機関との協議等を通じて、適切な制度のあり方を検討してまいりたい。」との回答が示された。早急な検討、措置を要望する。	債務者の再生を前提とした信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大により、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生が加速化することが期待できる。	具体的要望内容に記載。	
	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に直接支給することとされている。 また、出張に伴う費用を職員個人のクレジットカードで支払うことに関しては特段の制約はない。	d		国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出負担行為担当官として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。		z1100058	全庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払を行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特許法107条、195条 実用新案第31条、第54条 意匠法第42条、第67条 商標法第40条、第65条の7、第76条	現在、特許料・登録料及び手数料(以下「特許料等」という。)は、特許印紙又は現金によりその納付がなされているところ。 特許印紙による特許料等の納付は、納付者が事前に国庫に金銭を支払って相当額の特許印紙の交付を受け、書面手続きについてはその書面に特許印紙を貼付し特許庁に提出することで、電子手続きについては事前に特許庁へ予納しその後電子申請の際に予納台帳番号を記載し特許庁に申請することで特許料等の納付がなされたものとするとしている。 また、現金による特許料の納付については、事前に特許庁に納付書の交付を受け、現金により銀行窓口から国庫に納付し、その領収書を書面に貼付し特許庁へ提出することで、特許料の納付がなされたものとするとしているところ。 また、平成17年度中に、インターネットを利用した電子申請の受付等を開始し、この申請における特許料等の納付については、マルチペイメントネットワークの利用を可能とし、特許料等の納付の多様化を図る予定。	C		特許料等の納付は、手続きと同時(又は事前)に行うこととされているところ。特許料の納付は納付期限が定められており、その期間内に納付がなされない場合権利そのものが消滅することとなる。特許料の納付をクレジットカードによる立替払いを行った場合、特許庁への手続きと同時に(又は事前)にクレジットカード会社から国庫に納付がなされることを確保することができないため。		z1100059	経済産業省	特許・実用新案・商標・意匠の申請手数料の支払(納付)代行業務	5095	50950010	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	10	特許・実用新案・商標・意匠の申請手数料の支払(納付)代行業務	特許法107条(特許料)5項「第一項の特許料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。」の部分規制緩和していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	現在、特許・実用新案・商標・意匠の申請手数料は印紙で払うが、申請者の利便性を考慮しクレジットカードによる立替払いを行いたい。したがって特許法107条(特許料)5項「第一項の特許料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。」の部分規制緩和していただきたい。	
弁理士法施行規則第7条	現在、弁理士試験の受験手数料については、受験者が事前に金銭を支払って相当額の特許印紙を購入し、受験願書に特許印紙を貼付して提出することで納付したところとしているところ。	C		弁理士受験手数料は、願書受付と同時にすることとされているところ。受験手数料の納付は、願書受付期限までに行われることとし、その期限までに納付がない場合は当然受験ができない。受験手数料をクレジットカードによる立替払いを行った場合、願書受付期限までにクレジットカード会社から国庫に納付がなされることを確保することができないため。		z1100060	経済産業省	弁理士試験の受験料の支払(納付)代行業務	5095	50950012	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	12	弁理士試験の受験料の支払(納付)代行業務	弁理士法施行規則第7条(受験手数料)「法第十五条第一項に規定する受験手数料は、受験願書に、特許印紙をはって、これを納付しなければならない。」の部分規制緩和していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	現在、弁理士の受験手数料は印紙で払うが、受験者の利便性を考慮しクレジットカードによる立替払いを行いたい。したがって弁理士法施行規則第7条(受験手数料)「法第十五条第一項に規定する受験手数料は、受験願書に、特許印紙をはって、これを納付しなければならない。」の部分規制緩和していただきたい。	
特許法第47条	特許付与にあたり、形式審査のみならず、実体審査を行い、新規性や進歩性等の特許要件を満たしているかと判断された出願のみを登録する審査主義を採用している。	C		研究開発のインセンティブを確保するとともに、その効果的な活用を図るためには、研究開発結果に対して、法的に安定した強い権利を設定することが不可欠であり、審査主義の下で特許要件を厳格に審査をすることが必要である。なお、特許審査の迅速化については、「知的財産推進計画2004」において設定された目標を達成すべく、審査体制の抜本的強化、アウトソーシングの拡充等の総合施策を強力に推進しているところである。		z1100061	経済産業省	特許権取得の簡素化、迅速化	5103	51030001	11	神奈川県小田原市	1	特許権取得の簡素化、迅速化	特許権の取得に関しては、その審査の中で客観的な証明を必要とするため、特許出願から実際に特許権が認められるまで長い時間を必要としている。 そこで、実用新案登録と同様、所定の書式どおりであれば特許権を付与する書面審査方式に変更し、処理を迅速化する。		特許を前提とした、企業の国際的な産業競争力の強化に資する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
-	-	b	-	経済産業省では、平成16年9月に企業価値研究会を立ち上げ、適切なM&A対応策について検討を進めている。本研究会では、国が敵対的M&Aを直接規制する方策ではなく民間の自衛策であること、外国資本を排除するわけではなく、欧米諸国の制度を参考にしつつ、グローバルスタンダードに通用する防衛策であること、という前提のもとで、経営者と買収者が対等に交渉するための時間と機会を与え、企業価値を向上する手段として何ができるのか、について検討を行っている。本研究会においては平成17年5月を目途に最終取りまとめを行う予定。	-	z1100065	経済産業省	敵対的M&A防衛策について	5120	51200003	11	欧州委員会(EU)	3	敵対的M&A防衛策について	3. 敵対的M&A防衛策を導入することに伴う、国境を越えた合併・買収を困難とするような規制の制定の動きについて説明を求める。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.1企業構造改革と関連税制措置による。	
中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法における協同組合が行う共済事業に対して、報告の聴衆、検査等の規定はあるものの、契約者保護の観点から、民間保険事業者と同等の規制ではない。	b		協同組合の行う共済事業、及びその健全な運営等について検討を行う予定。		z1100066	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用(認可共済)	5120	51200026	11	欧州委員会(EU)	26	共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用	3a. 共済は、免許を受けた民間保険会社と同じ規制制度を適用すべきであり、新規引き受け業務を展開するために規制および課税に関する特権的地位を利用することを控えるべきである。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券)による。	
大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗立地法では、設置者は大規模小売店舗を新設しようとする場合(建物を新たに建築して大規模小売店舗を営業しようとする場合)だけでなく、既存の建物において大規模小売店舗を営業しようとする場合も含む。)には、届出が必要であるが、届出から8か月間において、都道府県等が意見を述べるか否かの判断を行うまでは、原則として新設が認められていない。建物を新たに建築して大規模小売店舗を営業しようとする場合においては、必ずしも、建物の着工前に届出を行う必要はないが、都道府県が意見を述べた場合、その内容次第では、建物の設計や土地の形質の変更が必要となる場合もあり得ることに留意する必要がある。 また、同法の手続きを円滑に進めるため、都道府県等が届出前に事前相談を求めている場合もあると承知しているが、国としては、同法に定められていない事前相談に応じるかどうかはあくまで設置者の任意であるべきで、義務化することがないよう、都道府県等に周知徹底を図っているところ。	d	-	大規模小売店舗立地法では、届出から8か月間において、都道府県等が意見を述べるか否かの判断を行うまでは、新設が認められていない。 また、同法に定められていない事前相談に応じるかどうかはあくまで設置者の任意であるべきで、義務化することがないよう、都道府県等に周知徹底を図っているところ。	「日本の規制改革に関するEU優先提案」において、「ガイドラインの明確化」とは、大規模小売店舗立地法の新設の届出の時期、建築許可手続との整合性についてのルールが明確化でないこと、また、「地方自治体を実施する申請処理手続」とは、都道府県等が同法にはない手続(事前相談)を課していること、について、改善を求める趣旨のものであり、EUに対して、左記「制度の現状」とおり回答しているところ。	z1100067	経済産業省	大店立地法の施行に関するガイドラインの明確化等	5120	51200047	11	欧州委員会(EU)	47	大店立地法の施行に関するガイドラインの明確化等	EUは大店立地法の施行に関するガイドラインの明確化および日本全国での公正で一貫した同法の適用を確保するべく地方自治体を実施する申請処理手続きを監視することを要請する。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.2.1流通/大規模小売店の免許による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
個人情報保護法	各省庁は、個人情報保護法における個人情報の取り扱いに関するルールが各分野に共通する必要最小限のものであること等を踏まえ、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドラインの策定・見直しを進めている。	a		各省庁は、事業者等が主体的に行うガイドラインの策定等に対して、情報の提供、助言等の支援を行うものとしており、そうしたガイドラインの策定等により、民間部門における個人情報の適正な取り扱いの確保を期待できると考えている。当然のことながら、このような取組は、電子商取引において取り扱われる個人情報の適正な取扱いを確保することを旨とするものであり、民間部門に対して過度の負担を課すことを目的とするものではない(経済産業省の個人情報保護ガイドラインは、6月にパブリックコメントに付し、10月に公表・告示済)。		z1100068	経済産業省	官民による電子商取引の利用の促進におけるプライバシー	5122	51220029	21	米国	29	官民による電子商取引の利用の促進におけるプライバシー	2003年5月23日、国会が個人情報保護法を成立させたことを受け、いくつかの省庁は、同法の2005年4月の施行を前に公表すべき施行指針を策定した。米国は以下の措置を日本が取ることを提言する。全ての指針が、電子事業や「B to B」および「B to C」電子商取引を阻害せず、過度の負担を課さず、既存の国際規制を補完する、一貫した指針となることを確保する。		e-Japan戦略IIおよびe-Japan重点計画2004はともに、個人に恩恵をもたらす、高付加価値を生み出す事業活動の促進を旨とし、日本経済全体にわたってのITの利活用や電子商取引を促している。インターネットのスピード、利便性、低価格、国境を超えて行われる電子商取引という国際貿易に有利に働く反面、貿易国家間での一貫した政策や規制を必要とする。プライバシーを保護し、電子商取引のための裁判外の紛争解決手続(ADR)を推進し、ネットワーク・セキュリティを向上させ、スパムを取り締まるといった公的私的部門における政策は、日本におけるITの利活用の拡大に貢献し、国内外での電子商取引を促進する。これらの政策は、民間部門のリーダーシップや自主規制メカニズムの原則に重点を置き、国際的慣行と整合すべきである。	
						z1100098	経済産業省	官民による電子商取引の利用の促進: 裁判外の紛争処理手続(ADR)の促進	5122	51220030	11	米国	30	官民による電子商取引の利用の促進: 裁判外の紛争処理手続(ADR)の促進	e-Japan 重点計画 2004は、電子商取引に関するADRの推進を掲げている。米国はIT戦略本部がオンライン紛争処理を推進する措置を採用し、それらの措置を、電子商取引に関するADRが、ADR手続で用いられる規則、プロセス、基準を一般的に当事者が決定できることを認める自主規制の原則に則ることを許すような形で講じることを確保するよう要請する。		e-Japan戦略IIおよびe-Japan重点計画2004はともに、個人に恩恵をもたらす、高付加価値を生み出す事業活動の促進を旨とし、日本経済全体にわたってのITの利活用や電子商取引を促している。インターネットのスピード、利便性、低価格は、国境を超えて行われる電子商取引という国際貿易に有利に働く反面、貿易国家間での一貫した政策や規制を必要とする。プライバシーを保護し、電子商取引のための裁判外の紛争解決手続(ADR)を推進し、ネットワーク・セキュリティを向上させ、スパムを取り締まるといった公的私的部門における政策は、日本におけるITの利活用の拡大に貢献し、国内外での電子商取引を促進する。これらの政策は、民間部門のリーダーシップや自主規制メカニズムの原則に重点を置き、国際的慣行と整合すべきである。	
なし	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月、16年3月改定)に列挙されている措置を各府省は可能な案件から逐次実施することとしている。	d		「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」は、既にホームページ等を通じて公表しており、いつでも意見を提出できるようにしている。また、「規制改革推進3か年計画」の改定等の際には、日本経団連等の民間部門から、情報システムに係る政府調達の改善の取組について、定期的に進捗状況を把握すべきなどの要望を受け、フォローアップを実施している。さらに、情報システムの調達を含む政府調達に関する自主的措置の実施状況については、「アクション・プログラム実行推進委員会」の下で「政府調達の自主的措置に係る自主的レビュー会合」において定期的に内外の供給者から要望を聴取している。		z1100069	総務省、財務省、経済産業省	情報システムの調達改革促進	5122	51220033	11	米国	33	情報システムの調達改革促進	2004年3月30日に各省庁が採択した了解覚書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。了解覚書に沿って実施されている情報システム調達手続の改善方法に関して、2004年度内にパブリックコメントを通じて民間の意見を聴取する。知的財産権の所有権や損失に対する責任の明確化といった検討中の事項もこのパブリックコメントの対象とする。		日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを安価な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者(CEO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月、16年3月改定)に列挙されている措置を各府省は可能な案件から逐次実施することとしている。	d		情報システムの政府調達については、極端な安値落札の防止等の観点から、自主的な取組として、入札の評価における将来の運用コストの反映、著しい安値入札があった場合の調査の徹底等の方策を講じていくとしている。こうした取組を通じて、透明で公平な情報システムの調達に努めている。本取組みは、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」に基づき、2002年3月以降、可能な案件から逐次実施されているものであり、今後、各府省における取組みが一層推進されることが期待されるが、情報システムに係る政府調達府省連絡会議事務局(総務省、経済産業省、財務省)において本取組みのフォローアップ調査を毎年度実施しており、今後とも継続的に実施していきたいと考えている。		z1100070	総務省、財務省、経済産業省	情報システムの調達改革促進	5122	51220033	21	米国	33	情報システムの調達改革促進	2004年3月30日に各府省が採択した了解覚書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。 極端に低い価格の入札やその他の反競争的行為を防止するための措置の効果を客観的に評価する方法を準備する。		日本府省は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを適当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。	
	情報システムに係る政府調達事例データベースは、平成16年4月から運用している。	d		「情報システムに係る政府調達事例データベース」は、本年4月から運用を開始しており、各府省における調達案件のデータを同データベースに順次蓄積しつつ、蓄積された調達案件に係る落札者情報等をインターネット上で公表している。 1)一般入札と随意契約の比率 公共事業を除く(物品・サービスにおける、物品・サービス別、契約形態別調達割合については、次のとおりである。この情報については、総務省のホームページ等を通じて公表している。 (別紙の「物品・サービス別、契約形態別調達割合について」を参照) 2)ライフサイクルコストや総合評価落札方式(OGVM)といった新しい評価方法の採用について 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」の「フォローアップ調査結果(平成14年度における実施状況)」によると、単年度契約におけるライフサイクルコストベースでの価格評価を実施した実績はなかったが、評価の実施手法の具体例について、昨年度末に府省間で情報共有した状況であり、今後、当該評価の実施が期待される。また、加算方式によるOGVMについては、9府省40案件で実施されている。 3)複数年契約といった新しい契約方法の採用について 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」の「フォローアップ調査結果(平成14年度における実施状況)」によると、国庫債務負担行為を活用した複数年契約は、1府省41案件で実施されている。		z1100071	総務省、財務省、経済産業省	情報システムの調達改革促進	5122	51220033	31	米国	33	情報システムの調達改革促進	2004年3月30日に各府省が採択した了解覚書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。 2004年4月に構築された情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充に向け、各府省は情報システムの調達に係る落札の具体的な事例情報を提供する。米国政府は、日本政府がこれらの情報を分析し、情報システム調達の全体の傾向を示す統計を公表することを推奨する。それには、以下の事項を含む。1)一般入札と随意契約の比率。2)ライフサイクルコストやOGVMといった新しい評価方法の採用。3)複数年契約といった新しい契約方法の採用。		日本府省は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを適当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。	
根拠法令等なし	電力・ガス事業分野については、電力市場整備課・ガス市場整備課に料金制度や事業規制の分野において経済産業省内でキャリアを積んだ専門性の高い職員が配置されていることに加え、両課から独立して電気事業とガス事業の経理及び業務事業の監査を行うための職員を配置している。また、新たに電気事業法・ガス事業法において規定された、情報の目的外利用の禁止や、差別的取扱いの禁止等の行為規制の執行を担保するため、電力・ガス事業部内においても市場監視に係る専門チームを組織している。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100072	経済産業省	エネルギー:規制当局の人員について	5122	51220035	11	米国	35	エネルギー:規制当局の人員について	経済産業省の人員が「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律」(以下、「法律」)において規定されている監視・施行責任の規模と一致するよう具体的な方策を取る。		日本の電力・天然ガス分野において効果的に競争促進的な規制改革を行なうためには、強力な執行メカニズムが鍵となる。「日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」」に関する日米両国首脳への第3回報告書(以下、「両国首脳への第3回報告書」)の中で、日本政府は、この目標を達成するための十分な人員、専門性および独立性を確保する重要性を認めた。従って、米国政府は日本政府に下記の実行を求める。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
根拠法令等なし	規制を担当する電力市場整備課及びガス市場整備課には、適切な実施と監視を可能にするために十分かつ独立した予算が確保されている。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100073	経済産業省	エネルギー:規制当局の予算について	5122	51220036	11	米国	36	エネルギー:規制当局の予算について	適切な実施と監視を可能にするよう、十分な独立した予算を配分する。		日本の電力・天然ガス分野において効果的に競争促進的な規制改革を行うためには、強力な執行メカニズムが鍵となる。「日米間の『規制改革及び競争政策イニシアティブ』」に関する日米両国首脳への第3回報告書(以下、「両国首脳への第3回報告書」)の中で、日本政府は、この目標を達成するための十分な人員、専門性および独立性を確保する重要性を認めた。従って、米国政府は日本政府に下記の実行を求める。	
経済産業省令第109条、125条～127条	政策の企画立案については政策課(電力・ガス事業部)が、料金規制等の事業規制については同部電力市場整備課及びガス事業整備課が担当しており、各課の規制権限については、経済産業組織令や事務分掌規定により明確化されている。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100074	経済産業省	エネルギー:規制当局の所掌について	5122	51220037	11	米国	37	エネルギー:規制当局の所掌について	経済産業省における関連する規制担当部署と政策策定部署との間の規制権限と責任の範囲・分担を、「法律」の施行省令等の中で明確に定義する。		日本の電力・天然ガス分野において効果的に競争促進的な規制改革を行うためには、強力な執行メカニズムが鍵となる。「日米間の『規制改革及び競争政策イニシアティブ』」に関する日米両国首脳への第3回報告書(以下、「両国首脳への第3回報告書」)の中で、日本政府は、この目標を達成するための十分な人員、専門性および独立性を確保する重要性を認めた。従って、米国政府は日本政府に下記の実行を求める。	
国と民間企業との間の人事交流に関する法律第5条及び交流基準	官民交流法の交流基準により、所管関係のある業界及び契約関係のある業界からの人員の受入は禁止されている。このため、エネルギー分野の規制、監視を担当する部署である電力市場整備課及びガス市場整備課に、エネルギー又はエネルギーサービス提供事業者からの出向者は存在しない。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100075	経済産業省	エネルギー:規制当局への出向者について	5122	51220038	11	米国	38	エネルギー:規制当局への出向者について	経済産業省内のエネルギー分野の規制、監視を担当する部署が、エネルギー又はエネルギーサービス提供者からの出向者受け入れを控えるよう約束する。		日本の電力・天然ガス分野において効果的に競争促進的な規制改革を行うためには、強力な執行メカニズムが鍵となる。「日米間の『規制改革及び競争政策イニシアティブ』」に関する日米両国首脳への第3回報告書(以下、「両国首脳への第3回報告書」)の中で、日本政府は、この目標を達成するための十分な人員、専門性および独立性を確保する重要性を認めた。従って、米国政府は日本政府に下記の実行を求める。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
経済産業省令第109条、125条～127条	エネルギー部門関連の規制・監視に当たる職員については、経済産業組織令や事務分掌規定などにより業務が明確化されているため、独立して各職員が、担当する業務を効率的に遂行するシステムが既に整っている。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100076	経済産業省	エネルギー:規制当局の独立性について	5122	51220039	11	米国	39	エネルギー:規制当局の独立性について	経済産業省内のエネルギー分野関連の規制、監視担当部署の職員の行動規範が、意思決定の独立性を効果的に保証するよう確保する。		日本の電力・天然ガス分野において効果的に競争促進的な規制改革を行うためには、強力な執行メカニズムが鍵となる。「日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」」に関する日米両国首脳への第3回報告書(以下、「両国首脳への第3回報告書」)の中で、日本政府は、この目標を達成するための十分な人員、専門性および独立性を確保する重要性を認めた。従って、米国政府は日本政府に下記の実行を求める。	
適正な電力取引についての指針	平成14年7月に改定された「適正な電力取引についての指針」では、供給の観点から電力会社における望ましい行為や問題となる行為、託送における適正な電力取引の在り方などについて定めているものの、平成17年4月の自由化範囲の拡大や新制度の施行に向けて改定作業を行っているところ。	b		平成15年2月の電気事業分科会報告及び都市熱エネルギー部会報告において、行政による市場監視及び紛争処理機能の体制整備について提言されているところであり、これに基づき、電力・ガス事業における市場監視の専門チームを組織し、具体的な紛争事例を調査し、適正な電力取引についての指針を改定するなどの健全な競争環境の整備を図るための取組みを行っているところである。		z1100077	経済産業省	エネルギー:規制の監視及び査定	5122	51220040	11	米国	40	エネルギー:規制の監視及び査定	需要家の選択肢を拡大し、供給者間の競争を促進し、市場参入の新しい機会を創造するために行われている電力・天然ガス分野における規制改革には、これらの改革が市場にもたらす競争促進的な大きな影響の実現を確保するため、慎重な監視および査定も必要である。不備は時間と共に査定を通して指摘されていくが、改革プロセスは、新規参入に開放された完全に競争的な市場の実現のために、新規の構造改革を含む追加的な規制改革のステップの議論を開始することにつながるべきである。従って、米国政府は日本政府に、実際の市場競争の発展を促進するための監視・査定計画を策定し、その計画を実施するために必要な資源を用意し、2005年夏までに電力、天然ガス分野の計画を準備するよう求める。その方策には、競争状況を査定するため様々な分野に基準を設定し、実際の市場状況や動向について独立した分析を行なう市場モニターを任命し、そして、より活発な競争を実現するためのさらなる方策の必要性を考へるために、関連する経済産業省の研究会などで市場情報の定期的な調査を行なうことなどが含まれる。	需要家の選択肢を拡大し、供給者間の競争を促進し、市場参入の新しい機会を創造するために行われている電力・天然ガス分野における規制改革には、これらの改革が市場にもたらす競争促進的な大きな影響の実現を確保するため、慎重な監視および査定も必要である。不備は時間と共に査定を通して指摘されていくが、改革プロセスは、新規参入に開放された完全に競争的な市場の実現のために、新規の構造改革を含む追加的な規制改革のステップの議論を開始することにつながるべきである。従って、米国政府は日本政府に、実際の市場競争の発展を促進するための監視・査定計画を策定し、その計画を実施するために必要な資源を用意し、2005年夏までに電力、天然ガス分野の計画を準備するよう求める。その方策には、競争状況を査定するため様々な分野に基準を設定し、実際の市場状況や動向について独立した分析を行なう市場モニターを任命し、そして、より活発な競争を実現するためのさらなる方策の必要性を考へるために、関連する経済産業省の研究会などで市場情報の定期的な調査を行なうことなどが含まれる。		
総合資源エネルギー調査会運営規程第5条	電力・ガスの両分野においては、制度改革に関する議論について、それぞれ電気事業分科会及び都市熱エネルギー部会において議論を行っており、その議論の結果である報告や答申については、総合資源エネルギー調査会運営規則等に基づき、パブリックコメントを実施している。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100078	経済産業省	エネルギー:パブリック・インプットと改革のプロセス	5122	51220041	11	米国	41	エネルギー:パブリック・インプットと改革のプロセス	電力と天然ガス分野の規制改革プロセスが前進する中で、米国政府は日本政府に対し、引き続き(パブリックコメント手続きなどを通して)意見を述べる有意義な機会を設けるよう、また、これらの意見が関連法令、規則およびガイドライン等の最終版に反映されるよう求める。	電力と天然ガス分野の規制改革プロセスが前進する中で、米国政府は日本政府に対し、引き続き(パブリックコメント手続きなどを通して)意見を述べる有意義な機会を設けるよう、また、これらの意見が関連法令、規則およびガイドライン等の最終版に反映されるよう求める。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
(電気) 電気事業法第24条の5~7(平成17年4月1日施行)、第94条、適正な電力取引についての指針(ガス) ガス事業法第22条1項、第22条の3、第22条の4、適正なガス取引についての指針	(電気) ネットワークの利用に当たって、公平性・透明性を確保するため、改正電気事業法において、情報の目的外利用の禁止、差別的取扱いの禁止、及び当該部門とその他部門との間の内部相互補助の禁止を新たに担保している。また、本規制の実効性を確保するため、電力市場整備課において、これらの行為規制を担当するチームを創設した。さらに改正電気事業法で、送配電部門における公平性・透明性を確保するための送配電等業務支援機関(中立機関)を新たに設けることとしており、平成17年から事業を開始する法人の指定を行ったところ。 平成14年7月に改定された「適正な電力取引についての指針」では、供給の観点から電力会社における望ましい行為や問題となる行為、託送における適正な電力取引の在り方などについて定めているもの。平成17年4月の自由化範囲の拡大や新制度の施行に向けて改定作業を行っているところ。 (ガス) ネットワークの利用に当たって、公平性・透明性を確保するため、改正ガス事業法において、情報の目的外利用の禁止、差別的取扱いの禁止、及び当該部門とその他部門との間の内部相互補助の禁止を新たに担保している。また、本規制の実効性を確保するため、ガス市場整備課において、これらの行為規制を担当するチームを創設した。なお、行為規制については、ガス事業者の取るべき望ましい行為としてネットワーク情報の管理や人的な管理等を盛り込むことを通じて、機密管理の更なる徹底を図るため、「適正なガス取引についての指針」を平成16年8月に改定したところである。	(電気) a (ガス) d		(電気) 制度の現状のとおり。なお、行為規制については、電気事業者の取るべき望ましい行為としてネットワーク情報の管理や人的な管理等を盛り込むことを通じて、機密管理の更なる徹底を図るため、「適正な電力取引についての指針」を平成16年度中に改定する予定である。 (ガス) 「制度の現状」に同じ。		z1100079	経済産業省	エネルギー:事業情報の機密性	5122	51220042	11	米国	42	エネルギー:事業情報の機密性		機密性と事業情報の交換に関わる厳格な行動規範は、送電事業者と/または導管のエネルギー関連事業者およびマーケティング関連事業者が、関連の無いマーケティングやエネルギー事業者よりも不公正な競争上の優位性を持つことを防ぐのに役立つ。そのような基準の欠如は、送電事業者や導管が、関連性の無いマーケティングやエネルギー事業者に提供する通常の託送業務を通じて入手した機密扱いの情報を、関連するマーケティングやエネルギー事業者に流すことを可能とするため、公平な取り扱いに対する投資家の信頼を揺るがしかねず、結果的に必要なエネルギー基盤への投資を思いとどまらせることになりかねない。従って、米国政府は日本政府に対して、適切な行動規範を策定し、天然ガス導管と電力送電事業者に統一的に適用するよう求める。また、次の原則も含めるよう求める。		
(電気) 電気事業法第24条の5~7(平成17年4月1日施行)、第94条、適正な電力取引についての指針(ガス) ガス事業法第22条1項、第22条の3、第22条の4、適正なガス取引についての指針	(電気) ネットワークの利用に当たって、公平性・透明性を確保するため、改正電気事業法において、情報の目的外利用の禁止、差別的取扱いの禁止、及び当該部門とその他部門との間の内部相互補助の禁止を新たに担保している。また、本規制の実効性を確保するため、電力市場整備課において、これらの行為規制を担当するチームを創設した。さらに改正電気事業法で、送配電部門における公平性・透明性を確保するための送配電等業務支援機関(中立機関)を新たに設けることとしており、平成17年から事業を開始する法人の指定を行ったところ。 平成14年7月に改定された「適正な電力取引についての指針」では、供給の観点から電力会社における望ましい行為や問題となる行為、託送における適正な電力取引の在り方などについて定めているもの。平成17年4月の自由化範囲の拡大や新制度の施行に向けて改定作業を行っているところ。 (ガス) ネットワークの利用に当たって、公平性・透明性を確保するため、改正ガス事業法において、情報の目的外利用の禁止、差別的取扱いの禁止、及び当該部門とその他部門との間の内部相互補助の禁止を新たに担保している。また、本規制の実効性を確保するため、ガス市場整備課において、これらの行為規制を担当するチームを創設した。なお、行為規制については、ガス事業者の取るべき望ましい行為としてネットワーク情報の管理や人的な管理等を盛り込むことを通じて、機密管理の更なる徹底を図るため、「適正なガス取引についての指針」を平成16年8月に改定したところである。	(電気) a (ガス) d		(電気) 制度の現状のとおり。なお、行為規制については、電気事業者の取るべき望ましい行為としてネットワーク情報の管理や人的な管理等を盛り込むことを通じて、機密管理の更なる徹底を図るため、「適正な電力取引についての指針」を平成16年度中に改定する予定である。 (ガス) 「制度の現状」に同じ。		z1100080	経済産業省	エネルギー:事業情報の規制	5122	51220043	11	米国	43	エネルギー:事業情報の規制		機密性と事業情報の交換に関わる厳格な行動規範は、送電事業者と/または導管のエネルギー関連事業者およびマーケティング関連事業者が、関連の無いマーケティングやエネルギー事業者よりも不公正な競争上の優位性を持つことを防ぐのに役立つ。そのような基準の欠如は、送電事業者や導管が、関連性の無いマーケティングやエネルギー事業者に提供する通常の託送業務を通じて入手した機密扱いの情報を、関連するマーケティングやエネルギー事業者に流すことを可能とするため、公平な取り扱いに対する投資家の信頼を揺るがしかねず、結果的に必要なエネルギー基盤への投資を思いとどまらせることになりかねない。従って、米国政府は日本政府に対して、適切な行動規範を策定し、天然ガス導管と電力送電事業者に統一的に適用するよう求める。また、次の原則も含めるよう求める。		
接続供給料金算定規則(全条) 電気事業法第94条	ネットワークの利用料金については、その適切性を担保するため接続供給料金算定規則を定め、これに基づき電力会社がネットワーク利用料金を算定し、経済産業大臣に届出ることとなっている。送配電等業務支援機関(中立機関)については、経済産業大臣の指定を受けた法人において、その業務の執行方法等などの検討が進められているところ。	a		中立機関の役割については、改正電気事業法において定められており、具体的な設備検討ルールや系統運用ルールについては、電気事業分科会における詳細制度設計を踏まえ、経済産業省の指定を受けた法人において検討が進められているところ。 卸電力取引市場については、私設・任意の取引市場として平成17年4月から発足することが予定されており、具体的なルール等については、電気事業分科会における詳細制度設計を踏まえた市場の設計がなされている。 これらについては、所期の目的に則った運用がなされているが電気事業分科会等により、適宜フォローアップをする予定である。		z1100081	経済産業省	電力卸売における競争を支援するための適正な市場構造	5122	51220044	11	米国	44	電力卸売における競争を支援するための適正な市場構造	米国政府は、連系した送電網を通して多数の電源への接続を可能にするために、経済産業省が下記の方策を取るよう提言する。大小の発電事業者を含むすべての市場参加者に対して、透明性のある送電設備への接続手順と料金体系を提供し、効率的な電力取引と送電網関連施設のタイミングの良い建設を可能にするため、ロードバランスやロードフォロワー等の送電補助ネットワークサービス(アンチサイリ-サービス)の価格設定と規定に関する規則を定める詳細な省令・規則等を発令する。 競争的な全国規模の電力市場を支えるために必要な連系容量に不備が無いかを探索の調査を行ない、経済的に可能な限りそのような不備を是正する具体的な措置を策定する。 効率的な基本市場設計と公平で透明な参加規則を確保し、参加のための量と価格の規制が最小限になるよう、提案されている電力取引所の構造を公正取引委員会と共同で監視する。 詳細な経済産業省の省令・規則等を発令するとともに、提案されている電力取引所における取引に関して公正取引委員会と共同でガイドラインを作成する。 執行官庁が違反の察知を行なえるようにするため、電力取引所のメンバーに対して取引量と条件に関わる報告を義務づけ、取引の事後監視を行なう詳細な省令・規則等を発令する。 提案されている電力取引所の会社に「市場監視員」という職分を新設することを義務づける。市場監視員は、どの会社にも所属しない独立した専門家で、市場が競争的であるかを確認し、また取引所の規則や手続きが可能な限り最大限に市場メカニズムに基づくよう確保するために定期的に市場を監査する。さらに、市場の競争状況について少なくとも年に一度は経済産業省へ報告書を提出する。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
適正な電力取引についての指針	平成14年7月に改定された「適正な電力取引についての指針」では、供給の観点から電力会社における望ましい行為や問題となる行為、託送における適正な電力取引の在り方などについて定めている。	b		<p>について</p> <p>分散型電源を用いる事業者に対し、その新増設等を不当に制限する行為に関しては、「適正な電力取引についての指針」の改定を行い本年度中に、具体的な例示とともに記述する予定である。また、作業安全の観点から別途定められている省令や電力品質確保のために定めたガイドラインとも整合的な形で、系統連系に関する技術的な要件について、各電力会社も規定している。</p> <p>について</p> <p>分散型電源を系統連系する際の技術的な基準に関しては、電力品質の確保及び公共の安全の確保の観点から、指針が規定されている。また、中立機関においても、系統アクセスに関する公平性・透明性を確保するために具体的なルールを定めたところ。</p>		z1100085	経済産業省	工業企業により自家発電とコジェネレーション	5122	51220048	11	米国	48	工業企業により自家発電とコジェネレーション	分散型電源を使用する企業に、法外な料金や接続料金を課することを禁止する。余剰出力のある工業企業が自己または一般電気事業者が所有する送電線を使って電力を他の需要家に販売することが出来るよう、接続に関する透明性のある仕様書と手続きを義務づける。		工業企業による自家発電とコジェネレーションは、日本の電力システムの供給性と信頼性を効果的に高めると同時に、それをより競争的にすることができる。規制改革・民間開放推進会議の2004年8月の報告書では、このような電源に対して系統接続を行なう方法について議論する重要性を強調している。水蒸気が発生させる産業や他の小規模な発電設備が余剰電力を販売できる市場を促進するため、米国政府は日本に、下記を目的とする具体的に詳細な省令・規則を策定するよう求める。	
電気事業法施行規則第2条の2	電力小売自由化範囲は、「特定規模電気需要」として、電気事業法施行規則第2条の2において定義付けがなされているところ、現在、特定規模電気需要については、高圧で受電し原則として契約電力500kW以上の需要家とされている。	b		<p>電力小売自由化範囲の拡大については、平成15年2月の電気事業分科会報告に基づき、省令の整備等必要な措置を講じているところである。なお、自由化範囲拡大のスケジュールについては、既に平成16年4月から高圧500kW以上の需要家にまで拡大しており、平成17年4月には50kW以上のすべての高圧需要家にまで、小売自由化範囲を拡大する予定である。また、全面自由化に関する検討は、電気事業分科会報告にあるように、平成17年以降の部分自由化の結果を踏まえた上で、平成19年4月から検討を行うこととしている。</p>		z1100086	経済産業省	電力の小売自由化範囲の拡大	5122	51220049	11	米国	49	電力の小売自由化範囲の拡大	日本の電力市場において需要家の選択肢と投資家の信頼を拡大するため、米国政府は日本に対して、「両国首脳への第3回報告書」で定められた自由化スケジュールと一致する具体的に詳細な省令・規則等を制定するよう求める。これには、家庭用需要のための更なる小売自由化範囲の拡大の可能性を含む。		日本の電力市場において需要家の選択肢と投資家の信頼を拡大するため、米国政府は日本に対して、「両国首脳への第3回報告書」で定められた自由化スケジュールと一致する具体的に詳細な省令・規則等を制定するよう求める。これには、家庭用需要のための更なる小売自由化範囲の拡大の可能性を含む。	
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成15年6月18日法律第92号)	電源開発株式会社は、電源開発促進法に基づき昭和27年に設立した特殊法人だが、平成9年及び平成13年の閣議決定に基づき完全民営化することとされ、平成15年に電源開発促進法が廃止され、完全民営化された。今後は、民間の電気事業者として、電気事業法や独占禁止法等の規制の下、何ら特別な扱いを受けることなく、事業をおこなうこととなる。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100087	経済産業省	電源開発株式会社の民営化について	5122	51220050	11	米国	50	電源開発株式会社の民営化について	米国政府は日本に対して、電源開発株式会社(またはJ-Power)の民営化が市場原理に基づいて行われるよう確保し、民間競争社と比べて電源開発株式会社に特別な優遇措置が与えられないよう、また独占禁止法に適法な形で行われることを確実にする。		米国政府は日本に対して、電源開発株式会社(またはJ-Power)の民営化が市場原理に基づいて行われるよう確保し、民間競争社と比べて電源開発株式会社に特別な優遇措置が与えられないよう、また独占禁止法に適法な形で行われることを確実にする。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
ガス事業法第45条の2	料金認可及び紛争処理については、ガス市場整備課に料金制度や事業規制の分野において経験を積んだ専門性の高い職員を配置し、厳正に執務を執行しております。また、電力市場整備課・ガス市場整備課とは独立して電気事業・ガス事業の監査を行うための職員を配置し、ガス事業法第45条の2の規定に基づいて厳正な監査を実施しております。またガス事業分野においては、地方の中小規模の事業者に対する事業規制・監査の厳正な実施の観点から、専門性を有する職員を各地方局にも配置しております。さらに、今年7月、経済産業省に事業者間の競争紛争を受け付ける総合的な窓口として、競争環境整備室が設置されている。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100088	経済産業省	天然ガス分野の公平性と透明性	5122	51220051	11	米国	51	天然ガス分野の公平性と透明性	米国政府は、日本のガス市場の公平性と透明性を確保するため、日本政府に対し、経済産業省が料金認可の査定・監査を一層厳格に行い、市場での自由な競争の結果として生じる紛争を迅速に処理し、高度な専門性と独立性を持った中立・公正な事後監視・紛争処理の仕組みを確立、強化するための具体的で詳細な省令等を実施するよう求める。		「法律」が日本における健全で競争的で安定したガス市場の発展に有効であるためには、施行省令等の透明性のある策定と効果的な実施に大きく依存する。ガスは日本における新規発電用燃料の大半を供給しているため、ガス市場の自由化の成功は、健全で安定した電力市場にとっても不可欠である。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的で詳細な施行省令等を迅速に発令するよう、日本政府に求める。	
ガス事業法第22条1項、第4項～第6項、第22条の3、第22条の4、第37条の8	については、今般のガス事業法改正により、託送供給義務をすべての一般ガス事業者及びガス導管事業者にまで拡大し、託送供給約款の作成・届出・公表については、ニーズが少ない等の一定の要件を満たす場合を除き義務づけられている。 - については、託送供給の業務に関する会計整理及び情報の目的外利用・差別的取り扱いの禁止については、導管ネットワークの利用の透明性・公平性に関する社会的信頼を確保する観点から改正ガス事業法に新たに規定されました。このことを受け、適正なガス取引の指針を改正し、当該措置について望ましい行為及び問題となる行為を明記し、当該禁止行為の停止等の命令発動基準を明らかにする事により、禁止行為の効果的な未然防止を図っております。また、当該措置の实效性を担保するため、厳正な監査を執行すべく取り組んでいる。 については、今般のガス事業法改正により、導管網の相互接続について、託送義務によって担保。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100089	経済産業省	天然ガス分野における中立性とアクセス	5122	51220052	11	米国	52	天然ガス分野における中立性とアクセス	米国政府は、以下の項目を達成するよう具体的な詳細な省令等を公布するよう、経済産業省に求める。 原則として、ガス供給用導管を保有又は運営する者すべてに対し、託送供給約款及び料率の作成・届出・公表を義務付ける。 規制当局に対し、通知およびコメントに対応するため、「法律」が導管網に課している義務を明確化する。 競争するガス供給者からの接続要請に対応するため、「法律」が導管網に課している義務を明確化する。 情報遮断を確立し、特定の託送供給利用者に対する差別的な扱いを禁止し、違反に対する明白ではっきりとした罰則や救済を規定する。 行為規制及び事後監視の有効性の調査を実施する。 もし行為規制や事後監視が不十分であると証明された場合は、不当に差別的な取り扱いを禁止するための構造的な方法を規定する。		「法律」が日本における健全で競争的で安定したガス市場の発展に有効であるため、施行省令等の透明性のある策定と効果的な実施に大きく依存する。ガスは日本における新規発電用燃料の大半を供給しているため、ガス市場の自由化の成功は、健全で安定した電力市場にとっても不可欠である。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的で詳細な施行省令等を迅速に発令するよう、日本政府に求める。	
ガス事業法第22条の5、第37条の7の2、第43条等	については、パイプライン網については、経済性の確保を前提に、民間企業により整備されることが基本と考えておりますが、パイプライン網の建設促進は、我が国の天然ガス普及政策として重要であることにかんがみ、その支援策として、新たに、ガス導管事業者に対して公益特権を付与するとともに、一般ガス事業者及びガス導管事業者が建設するときに特に重要となる基幹導管については、高い報酬率の適用を可能とするなど環境整備を行っている については、本年4月に施行されたガス事業法の改正において、一般ガス事業者の供給区域内における新規の導管敷設については、許可制から変更・中止命令付きの届出制への改正を実施したところであり、その変更・中止命令の発動は一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用の利益が阻害されるおそれがあるときに限る。その具体的な判断基準については、平成16年1月に取りまとめた総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会報告を受けて、1)一般ガス事業者が設置している既存の導管網の余力の有無、2)一般ガス事業者の導管能力の増強にかかる具体的な投資計画の有無、3)ガスの熱量や物性の相違等による同一導管での供給困難性等を勘案することとしたところであり、本基準の適切な運用に努めて参りたいと考えている。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100090	経済産業省	天然ガス分野における導管インフラの拡張	5122	51220053	11	米国	53	天然ガス分野における導管インフラの拡張	米国政府は、日本政府が、日本のガス輸送システムの柔軟性を高めるため、費用効果がある場合は、地域間を結ぶ基幹導管を含む追加的導管建設に積極的な環境を作り出すことを奨励する。これは、以下の事項をもたらす。1)国内における天然ガスのより経済的な配送を奨励し、ガスをより商品化し、やがては末端消費者の費用負担を減らす。2)より少数の(しかしより大きい)液化天然ガスターミナルによって本質的に国内全般への配送が可能になるので、「地方」のターミナルへの投資の必要性を減らす。 米国政府は、日本政府に対して、既存導管の保有者が必要な新規導管の建設を妨害したり延期させる手段として当該規定を利用しないよう、新規導管敷設にあたり既存導管の有効利用に関する意思決定過程を用心深く監視するよう要請する。		「法律」が日本における健全で競争的で安定したガス市場の発展に有効であるため、施行省令等の透明性のある策定と効果的な実施に大きく依存する。ガスは日本における新規発電用燃料の大半を供給しているため、ガス市場の自由化の成功は、健全で安定した電力市場にとっても不可欠である。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的で詳細な施行省令等を迅速に発令するよう、日本政府に求める。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
ガス事業託送供給約款料金算定規則	託送料金の算定については、都市熱エネルギー部会の報告書で示された方向に沿って、ガス事業託送供給約款料金算定規則において定めたとおりであり、基本的には、託送供給に関連する部分を原価項目とし、これに適正な報酬を加えて算定。また、効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、時間帯・季節、導管の供給能力改善効果、総供給量、託送供給距離、託送供給エリア、等の要素を考慮し、導管網の利用効率の向上や託送供給ニーズに応じて、料金表を多様化することを可能としており、一定のルールの下で柔軟な料金設定が可能。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100091	経済産業省	天然ガス分野における料金の決定	5122	51220054	11	米国	54	天然ガス分野における料金の決定	米国政府は、日本政府に対して、工業用需要企業へガスを送るために必要な輸送導管の長さや、業務用需要企業及び家庭用需要へガスを届けるために使われる配管の密度のような要因を考慮し、より柔軟でコストに基づいた輸送・配送サービス料金の決定方法を促進するよう提案する。		「法律」が日本における健全で競争的で安定したガス市場の発展に有効であるためには、施行省令等の透明性のある策定と効果的な実施に大きく依存する。ガスは日本における新規発電用燃料の大半を供給しているため、ガス市場の自由化の成功は、健全で安定した電力市場にとっても不可欠である。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的な詳細な施行省令等を迅速に発令するよう、日本政府に求める。	
適正なガス取引についての指針	LNG基地の第三者利用については、都市熱エネルギー部会の報告書で示された、基地を保有又は運営する事業者と利用を希望する者との相対交渉による透明かつ公平な利用を促進するという方針を基本としつつ、制度設計等小委員会において公正取引委員会の参画も得ながら検討された、経済産業省と公正取引委員会の共同ガイドラインに盛り込むべき事項を、本年8月、適正なガス取引の指針を改正し盛り込んだところ。具体的には、1) 第三者がLNG基地を利用する際の交渉の前提や交渉を行うルールを明確にするための要領等を、LNG基地保有者が策定すること、2) 基地の設備容量及び余力を推定するに十分な情報を提供すること、3) 利用の申し出を拒否した場合には、その拒否事由を文書により相手方に通知すること、4) 利用希望者と利用に関する契約に至った場合、法人情報等への配慮を行った上で、主な契約条件(取引数量、利用期間等)を契約締結から一定期間を経た後で公表すること、を望ましい行為として明記	d		「制度の現状」に同じ。		z1100092	経済産業省	天然ガス分野のLNGターミナル保有者について	5122	51220055	11	米国	55	天然ガス分野のLNGターミナル保有者について	LNGターミナル保有者が、ターミナルの容量、特に余剰容量に関する情報を作成し、時機を逸することなく第三者に提供する事を義務付ける。 LNGターミナル保有者が、ターミナル利用の条件と手続きを明確に説明する文書を作成し、すべての利用希望者に対して提供する事を義務付ける。 LNGターミナル保有者が、ターミナル利用の申し込みを拒否した場合は、その拒否事由を文書により相手方に通知する事を義務付ける。 導管網とLNGターミナルの利用状況の情報開示に関するガイドラインを策定する。 LNGターミナル保有者による潜在的な利用者への差別を防止するために必要な政府の責務を明記し、執行メカニズムを明確に定義する。		日本は、ガス需要に対応するために液化天然ガス(LNG)の輸入に依存している。その結果、広範囲なオープンアクセス導管システムを有する国々の状況とは対照的に、真に競争的なガス市場を構築するためにLNG施設への真に自由なアクセスが導管の第三者アクセス(託送供給)と同様の方法で確保されている事が不可欠である。米国政府は、日本政府に対して、全ての市場参加者がガス導管システムおよびLNG基地へ確実で信頼性のあるアクセスを構築する支援として、次の方策を取るよう提言する。	
適正なガス取引についての指針	LNG基地の第三者利用については、都市熱エネルギー部会の報告書で示された、基地を保有又は運営する事業者と利用を希望する者との相対交渉による透明かつ公平な利用を促進するという方針を基本としつつ、制度設計等小委員会において公正取引委員会の参画も得ながら検討された、経済産業省と公正取引委員会の共同ガイドラインに盛り込むべき事項を、本年8月、適正なガス取引の指針を改正し盛り込んだところ。具体的には、1) 第三者がLNG基地を利用する際の交渉の前提や交渉を行うルールを明確にするための要領等を、LNG基地保有者が策定すること、2) 基地の設備容量及び余力を推定するに十分な情報を提供すること、3) 利用の申し出を拒否した場合には、その拒否事由を文書により相手方に通知すること、4) 利用希望者と利用に関する契約に至った場合、法人情報等への配慮を行った上で、主な契約条件(取引数量、利用期間等)を契約締結から一定期間を経た後で公表すること、を望ましい行為として明記	d		「制度の現状」に同じ。		z1100093	経済産業省	天然ガス分野におけるLNGターミナルについて	5122	51220056	11	米国	56	天然ガス分野におけるLNGターミナルについて	ターミナリング(LNGの貯蔵等)と再ガス化費用を考慮に入れるために費用配分し料金設定を行なう、コスト・オープン・サービス料金体制を各ターミナルに設定する。 LNGターミナルが提供するサービスの条件を詳述する標準化された料金表(タリフ)を採用する。そのような料金表は、適切な費用及び技術の変動幅を見込んだうえで、必要に応じて標準を逸脱することができる。 標準化された料金表が、第三者が容量を得るために入札することを可能とするオープンアクセス手続き、及び落札者(最大ネット現在価値)を決定するメカニズムを確立することを保証する。		発送電一貫体制のエネルギー会社によるLNGターミナルの所有は、これらの既存会社が競争相手になる可能性のある会社と時機を逸さないで、効率的にターミナルアクセスの契約を結ぶ可能性を制限する。従って、米国政府は、日本政府に対して、そのようなアクセスの提供を怠るエネルギー会社に対して公平で透明なアクセス規制を課すために、経済産業省による詳細で具体的な省令等の採択を通じて行なう措置を含む追加処置を遂行するよう求める。特に、米国政府は、経済産業省に対して、以下の項目の実行を求める。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
適正なガス取引についての指針	LNG基地の第三者利用については、都市熱エネルギー部会の報告書で示された、基地を保有又は運営する事業者と利用を希望する者との相対交渉による透明かつ公平な利用を促進するという方針を基本にしつつ、制度設計等小委員会において公正取引委員会の参画も得ながら検討された。経済産業省と公正取引委員会の共同ガイドラインに盛り込むべき事項を、本年8月、適正なガス取引の指針を改正し盛り込んだところ。具体的には、1) 第三者がLNG基地を利用する際の交渉の前提や交渉を行うルールを明確にするための要領等を、LNG基地保有者が策定すること、2) 基地の設備容量及び余力を推定するに十分な情報を提供すること、3) 利用の申し出を拒否した場合には、その拒否事由を文書により相手方に通知すること、4) 利用希望者と利用に関する契約に至った場合、法人情報等への配慮を行った上で、主な契約条件(取引数量、利用期間等)を契約締結から一定期間を経た後で公表すること、を望ましい行為として明記。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100094	経済産業省	天然ガス分野におけるLNGターミナルへの第三者アクセスについて	5122	51220057	11	米国	57	天然ガス分野におけるLNGターミナルへの第三者アクセスについて	第三者アクセス(託送供給)が可能な導管との接続がある新規のLNGターミナルは、第三者アクセス(託送供給)に開放すべきである。		第三者アクセス(託送供給)が可能な導管との接続がある新規のLNGターミナルは、第三者アクセス(託送供給)に開放すべきである。	
適正なガス取引についての指針	LNG基地の第三者利用については、都市熱エネルギー部会の報告書で示された、基地を保有又は運営する事業者と利用を希望する者との相対交渉による透明かつ公平な利用を促進するという方針を基本にしつつ、制度設計等小委員会において公正取引委員会の参画も得ながら検討された。経済産業省と公正取引委員会の共同ガイドラインに盛り込むべき事項を、本年8月、適正なガス取引の指針を改正し盛り込んだところ。具体的には、1) 第三者がLNG基地を利用する際の交渉の前提や交渉を行うルールを明確にするための要領等を、LNG基地保有者が策定すること、2) 基地の設備容量及び余力を推定するに十分な情報を提供すること、3) 利用の申し出を拒否した場合には、その拒否事由を文書により相手方に通知すること、4) 利用希望者と利用に関する契約に至った場合、法人情報等への配慮を行った上で、主な契約条件(取引数量、利用期間等)を契約締結から一定期間を経た後で公表すること、を望ましい行為として明記し、上記のガイドラインに基づいて、経済産業省においてはガス事業法上問題となる行為に対する適正な対応、公正取引委員会においては独占禁止法違反行為の厳正・迅速な排除を図るとともに、これらの行為の未然防止に努める。	d		「制度の現状」に同じ。		z1100095	経済産業省	天然ガス分野における規制当局について	5122	51220058	11	米国	58	天然ガス分野における規制当局について	米国政府は、LNGターミナルへの有意義な第三者アクセス(託送供給)が確保されることを保証するために必要な規制及び監視機能を担う経済産業省の人員が適切に確保されるよう求める。		米国政府は、LNGターミナルへの有意義な第三者アクセス(託送供給)が確保されることを保証するために必要な規制及び監視機能を担う経済産業省の人員が適切に確保されるよう求める。	
ガス事業法第2条第7項、ガス事業法施行規則第3条	小売自由化範囲の拡大については、都市熱エネルギー部会の報告書で示された方向に沿って、今年の4月から年間契約ガス使用量が50万m3以上の需要家まで自由化。	b		都市熱エネルギー部会の報告書(平成15年2月20日)では、以下のような報告がされており、それに沿って措置を行う予定である。 ・年間契約ガス使用量が10万m3以上の需要家への自由化範囲の拡大については、自由化範囲拡大による評価を踏まえつつ、諸制度を整備する必要があることから、今回の制度の見直しに伴う制度の施行後3年後(2007年)を目途とすることが適当である。 ・年間契約ガス使用量が10万m3未満の家庭用及び小規模業務用需要の自由化のあり方については、小規模業務用以外の業務用需要までの段階的な自由化による成果とその問題点を評価・検証するとともに、ガスの調達構造の変化や海外における家庭用及び小規模業務用需要の自由化の状況、他のエネルギー分野における自由化の進展状況等にも留意しつつ、時機を逸することなく結論を得ることが必要である。		z1100096	経済産業省	天然ガス分野の更なる自由化	5122	51220059	11	米国	59	天然ガス分野の更なる自由化	2007年までに、年間契約ガス使用量が10万m3以上の需要家を含めることにより、小売自由化の範囲を市場の約50%まで拡大する。 年間契約ガス使用量が10万m3未満の家庭用及び小規模業務用需要の自由化の時期及び方法については、早い時期に検討を開始する。		米国政府は、日本がガス分野の更なる自由化のために、下の項目を含む必要な処置を引き続き講じることを奨励する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特許法	特許法においては、新たな投与量・投与間隔にのみ特徴がある方法の発明は、いわゆる医療行為に関するものであって、産業上利用できる発明ではないから、特許保護の対象としていない。 医薬特許の特許期間を延長する制度は既に存在する。	b		「医薬の製造・販売のために医薬の新しい効能・効果を発現させる方法」の技術に関する特許化については、知的財産戦略本部(本部長:内閣総理大臣)の医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会において検討が行われ、11月22日、医師の行為に係る技術を含めないことを前提に、「物の特許による保護の拡大の可能性を、他分野の例や医薬における特許例などを参考に権利の効力の問題にも配慮しつつ可能な限り追求し、それを審査基準等に明確化することにより、物の特許として保護すべきである」とのとりまとめが行われたところである。 このため、具体的な制度設計については、今後、本とりまとめを踏まえ、医療現場の実態や関係者の意見等を勘案しながら検討していく。		z1100099	経済産業省	特許保護期間の延長	5122	51220065	11	米国	65	特許保護期間の延長	新たな投与量・用法の追加、追加の投与計画、複数の医薬品の投与(併用療法)又は新効能効果について、これらの治療方法が承認された後、再審査期間中に意味のあるインセンティブを製造業者に与えるために、特許保護期間を延長する。		日本の医薬品・医療機器産業の国際競争力に関する「産業ビジョン」として知られている政策文書では、革新性の価値と価値価格が革新的な研究開発投資に重要な関わりを持つことを認識している。厚生労働省は、医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するには、市場での収益というインセンティブを提供することが重要であることを認識した。そして、革新的製品の迅速な保険導入を推進することに同意した。米国政府は、これらの取り組みを支持し、日本に以下の措置を講じるよう求める。	
中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法における協同組合が行う共済事業に対して、報告の聴衆、検査等の規定はあるものの、契約者保護の観点から、民間保険事業者と同等の規制ではない。	b		協同組合の行う共済事業、及びその健全な運営等について検討を行う予定。		z1100097	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	根拠法のある共済について	5122	51220132	11	米国	132	共済について	全ての共済に民間競合会社と同一の法律、税水準、セーフティネット・負担条件、責任準備金条件、基準および規制監督を適用することにより、共済と民間競合会社との間に同一の競争条件を整備する。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制をしているものがある。また、全く規制を受けていない共済(無認可共済)もある。無認可共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する強い規制制度は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。	
中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法における協同組合が行う共済事業に対して、報告の聴衆、検査等の規定はあるものの、契約者保護の観点から、民間保険事業者と同等の規制ではない。	b		協同組合の行う共済事業、及びその健全な運営等について検討を行う予定。		z1100097	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	根拠法のある共済について	5122	51220133	11	米国	133	共済について	米国政府は、現在、金融審議会の保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいて、無認可共済にかかわる議論が行われていることを歓迎するとともに、根拠法を有する共済に関しても早い時期に同様の見直しを開始されるよう求める。米国政府はさらに、これらの議論および関係省庁間の議論がオープンで透明性のある形で行われ、また利害関係者(外資系を含む)が議論に積極的に貢献し、関係省庁職員と意見交換をする機会が提供されるよう求める。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制をしているものがある。また、全く規制を受けていない共済(無認可共済)もある。無認可共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。	